

令和 7 年 教育委員会

第 21 回 定例会 議事日程

令和 7 年 12 月 9 日 (火)

第 1 議 案

【 子ども総務課 】

- (1) 議案第 46 号「千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会に対する審査命令」【秘密会】
- (2) 議案第 47 号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（条例の一部改正）」
- (3) 議案第 48 号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認」
- (4) 議案第 49 号「教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（教育委員会規則の一部改正）」

第 2 協 議

【 指導課 】

- (1) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について
- (2) 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

【 子ども支援課 】

- (1) 千代田区立幼稚園使用条例施行規則等の一部改正について

第 3 報 告

【 子ども総務課 】

- (1) 学校健全育成サポートチームからの報告について【秘密会】
- (2) 令和 7 年千代田区議会第 4 回定例会報告について（答弁概要）

【 指導課 】

- (1) 「不登校校内分教室（仮称）」の運営規則について

【 九段中等教育学校経営企画室 】

- (1) 九段中等教育学校における土曜日授業等のあり方検討について

第4 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田 (12月20日号)

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（条例の一部改正）

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、教育長が千代田区教育委員会の権限委任に関する規則（平成19年千代田区教育委員会規則第28号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理して議決を行ったため、同条第2項の規定により、報告し、その承認を求める。

記

1 改正条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（別紙1のとおり）

2 改正内容

幼稚園教育職員の給料の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するとともに、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正に伴い、義務教育等教員特別手当について改正する。

3 施行期日

- （1）公布の日から施行
- （2）第1条中幼稚園教育職員の給与に関する条例第31条第2項の改正規定 令和8年1月1日
- （3）第2条の規定 令和8年4月1日

4 その他

令和7年第4回千代田区議会定例会に条例改正の議案を上程する。

参考：関係法令条項

●千代田区教育委員会の権限委任に関する規則
(教育長の臨時代理)

第4条 教育長は、第2条各項の規定により、委任を受けた事務以外の事務について緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、速やかに、委員会に報告を行いその承認を得なければならない。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年千代田区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の107.5」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の107.5」を「100分の110」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

第30条第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

第31条第2項中「応じて」を「応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 222,000	円 298,200	円 341,400	円 376,000
	2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	239,700	313,800	358,300	398,200

11	241, 700	315, 500	360, 300	400, 100
12	244, 000	317, 100	362, 100	402, 000
13	245, 800	318, 500	363, 900	404, 100
14	247, 600	320, 200	365, 600	406, 000
15	249, 300	322, 000	367, 600	407, 700
16	250, 700	323, 400	369, 600	409, 700
17	252, 300	324, 800	371, 600	411, 800
18	253, 900	327, 100	374, 000	413, 600
19	255, 100	329, 400	376, 500	415, 200
20	256, 800	331, 700	379, 000	416, 600
21	258, 000	334, 000	381, 500	418, 300
22	259, 000	335, 500	383, 100	419, 800
23	260, 200	337, 400	385, 000	421, 200
24	261, 300	339, 300	386, 900	422, 400
25	262, 600	341, 100	388, 700	423, 700
26	263, 300	342, 900	390, 300	425, 000
27	264, 600	344, 500	392, 100	426, 200
28	265, 800	346, 000	393, 700	427, 400
29	267, 100	347, 800	395, 300	428, 500
30	268, 500	349, 300	396, 900	429, 400
31	269, 500	350, 900	398, 400	430, 400
32	271, 000	352, 400	399, 900	431, 400
33	272, 300	354, 100	401, 500	432, 300
34	273, 700	355, 700	402, 900	433, 100
35	274, 900	357, 400	404, 400	434, 000
36	276, 400	359, 200	405, 400	434, 700
37	277, 600	360, 400	406, 400	435, 400
38	279, 000	361, 900	407, 600	436, 200
39	280, 200	363, 500	408, 600	436, 800
40	281, 600	365, 000	409, 400	437, 600

	41	283, 200	366, 000	410, 300	438, 400
	42	284, 400	367, 300	411, 200	439, 100
	43	286, 000	368, 600	412, 200	439, 900
	44	287, 500	369, 700	413, 000	440, 600
	45	289, 100	370, 700	413, 700	441, 300
	46	290, 600	371, 900	414, 300	441, 900
	47	292, 000	373, 100	415, 100	442, 600
	48	293, 500	374, 200	415, 800	443, 200
	49	294, 700	375, 300	416, 500	443, 600
	50	296, 200	376, 400	417, 100	444, 300
	51	297, 600	377, 400	417, 800	444, 900
	52	299, 000	378, 500	418, 600	445, 400
	53	300, 700	379, 500	419, 300	445, 900
	54	302, 000	380, 500	420, 100	446, 500
	55	303, 300	381, 300	420, 900	447, 000
	56	305, 000	382, 200	421, 600	447, 600
	57	306, 900	383, 000	422, 100	448, 200
	58	308, 800	383, 800	422, 800	448, 700
	59	310, 800	384, 600	423, 400	449, 300
	60	312, 700	385, 400	424, 100	449, 900
	61	314, 700	386, 100	424, 700	450, 400
	62	316, 200	386, 900	425, 300	450, 900
	63	318, 000	387, 700	425, 900	451, 400
	64	319, 700	388, 300	426, 500	452, 000
	65	321, 600	389, 100	427, 000	452, 400
	66	323, 100	389, 900	427, 500	452, 900
	67	324, 800	390, 500	428, 100	453, 400
	68	326, 300	391, 300	428, 700	453, 800
	69	328, 000	392, 100	429, 300	454, 300
	70	329, 600	392, 700	429, 800	454, 800

	71	331, 100	393, 400	430, 400	455, 300
	72	332, 600	394, 300	431, 000	455, 800
	73	334, 000	395, 100	431, 500	456, 200
	74	335, 500	395, 800	432, 100	456, 700
	75	337, 000	396, 400	432, 600	457, 200
	76	338, 600	397, 100	433, 200	457, 700
	77	340, 000	397, 700	433, 600	458, 100
	78	341, 400	398, 300	434, 100	458, 500
	79	342, 700	398, 800	434, 600	459, 000
	80	344, 000	399, 400	435, 100	459, 500
	81	345, 300	400, 000	435, 500	460, 000
	82	346, 500	400, 500	436, 000	460, 500
	83	347, 700	401, 100	436, 500	461, 000
	84	348, 800	401, 700	437, 000	461, 400
	85	350, 000	402, 300	437, 400	461, 900
	86	351, 200	402, 800	437, 800	462, 300
	87	352, 500	403, 300	438, 300	462, 700
	88	353, 600	403, 900	438, 800	463, 100
	89	354, 700	404, 400	439, 300	463, 400
	90	355, 800	404, 800	439, 700	463, 700
	91	357, 000	405, 400	440, 200	464, 100
	92	358, 100	405, 900	440, 700	464, 500
	93	359, 100	406, 400	441, 100	464, 900
	94	360, 100	407, 000	441, 500	465, 300
	95	361, 000	407, 500	441, 900	465, 700
	96	361, 900	408, 000	442, 300	466, 100
	97	362, 900	408, 400	442, 700	466, 400
	98	363, 800	408, 900	443, 000	466, 700
	99	364, 600	409, 400	443, 400	467, 100
	100	365, 300	409, 900	443, 800	467, 500

101	366,000	410,400	444,200	467,900
102	366,700	410,900	444,600	
103	367,400	411,400	445,000	
104	367,900	411,900	445,400	
105	368,500	412,400	445,700	
106	369,000	413,000	446,100	
107	369,500	413,500	446,500	
108	370,100	414,000	446,900	
109	370,800	414,400	447,200	
110	371,300	414,800	447,600	
111	371,800	415,300	448,000	
112	372,300	415,900	448,400	
113	372,800	416,400	448,700	
114	373,300	416,800		
115	373,800	417,200		
116	374,300	417,600		
117	374,700	418,000		
118	375,100	418,400		
119	375,600	418,800		
120	376,100	419,200		
121	376,600	419,600		
122	377,100	420,000		
123	377,600	420,400		
124	378,000	420,800		
125	378,400	421,200		
126	378,700	421,600		
127	379,100	422,000		
128	379,500	422,400		
129	379,800	422,700		
130	380,000			

	131	380, 400			
	132	380, 800			
	133	381, 300			
	134	381, 600			
	135	382, 000			
	136	382, 400			
	137	382, 800			
	138	383, 200			
	139	383, 600			
	140	384, 000			
	141	384, 300			
	142	384, 700			
	143	385, 100			
	144	385, 400			
	145	385, 900			
	146	386, 300			
	147	386, 700			
	148	387, 100			
	149	387, 500			
	150	387, 900			
	151	388, 300			
	152	388, 700			
	153	389, 100			
	154	389, 500			
	155	389, 900			
	156	390, 300			
	157	390, 700			
	158	391, 100			
	159	391, 500			
	160	391, 900			

	161	392,300			
	162	392,700			
	163	393,100			
	164	393,500			
	165	393,900			
	166	394,300			
	167	394,600			
	168	395,000			
	169	395,400			
定年前再任用 短時間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 244,200	円 285,300	円 310,000	円 349,500

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の110」を「100分の108.75」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

第30条第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第1条中第31条第2項の改正規定 令和8年1月1日
 - 第2条の規定 令和8年4月1日
- 第1条の規定（第27条第2項及び第3項、第30条第2項及び第3項並びに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する規定

る条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内扱）

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

（委任）

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

教育に関する議案に対する教育委員会の意見聴取に係る臨時代理の報告及び承認

令和 7 年第 4 回千代田区議会定例会に提案した下記の教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、区長から別紙 1 及び別紙 4 のとおり教育委員会の意見を求められ、教育長が千代田区教育委員会の権限委任に関する規則（平成 19 年千代田区教育委員会規則第 28 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙 3 及び別紙 8 のとおり臨時に代理して意見を申し出たため、同条第 2 項の規定により、報告し、その承認を求める。

記

議案名

- 議案第 53 号 令和 7 年度一般会計補正予算第 3 号（別紙 2）
議案第 65 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（別紙 5）
議案第 67 号 千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例（別紙 6）
議案第 70 号 幼稚園教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（別紙 7）

参考：関係法令条項

● 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

● 千代田区教育委員会の権限委任に関する規則
(教育長の臨時代理)

第 4 条 教育長は、第 2 条各項の規定により、委任を受けた事務以外の事務について緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、速やかに、委員会に報告を行いその承認を得なければならない。

7千政総務発第868号
令和7年11月11日

千代田区教育委員会 御中

千代田区長
樋口高顕
(公印省略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について

令和7年第4回千代田区議会定例会に下記の議案を提出するに当たり、別紙案のとおり作成いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

記

〈令和7年第4回区議会定例会提出予定議案のうち、教育に関する事務に係るもの〉

議案名

議案第53号 令和7年度一般会計補正予算第3号

令和 7 年度

一般会計補正予算第3号

千 代 田 区

議案第 53 号

令和 7 年度 千代田区一般会計補正予算第 3 号

令和 7 年度千代田区一般会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 300,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 75,743,231 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 7 年 11 月 19 日提出

千代田区長 樋 口 高 顯

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国 庫 支 出 金		千円 6, 180, 802	千円 1, 460	千円 6, 182, 262
	2 国 庫 補 助 金	1, 024, 666	1, 460	1, 026, 126
15 都 支 出 金		5, 280, 760	6, 460	5, 287, 220
	2 都 補 助 金	2, 876, 471	6, 460	2, 882, 931
18 繰 入 金		7, 566, 569	292, 080	7, 858, 649
	1 基 金 繰 入 金	7, 387, 842	292, 080	7, 679, 922
歳 入 合 計		75, 443, 231	300, 000	75, 743, 231

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 子 ど も 費		千円 19, 633, 704	千円 16, 200	千円 19, 649, 904
	3 子 ど も 家 庭 費	13, 431, 332	16, 200	13, 447, 532
5 環境まちづくり費		10, 434, 945	283, 800	10, 718, 745
	3 道 路 公 園 費	4, 675, 986	283, 800	4, 959, 786
歳 出 合 計		75, 443, 231	300, 000	75, 743, 231

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位: 千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 四番町公共施設整備	令和 8 年度	6,838,083
内幸町ホール改修工事	令和 8 年度 及 令和 9 年度	1,271,398
神田橋公園の整備	令和 8 年度	425,700

(廃 止)

(単位: 千円)

事 項	期 間	限 度 額
内幸町ホール改修工事	令和 8 年度	950,233

令和 7 年度

一般会計補正予算第 3 号説明書

千 代 田 区

第1 歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	千円 6,180,802	千円 1,460	千円 6,182,262
15 都支出金	5,280,760	6,460	5,287,220
18 繰入金	7,566,569	292,080	7,858,649
歳入合計	75,443,231	300,000	75,743,231

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国都支出金	その他	
2 子ども費	千円 19,633,704	千円 16,200	千円 19,649,904	千円 7,920	千円 8,280	千円 0
5 環境まちづくり費	10,434,945	283,800	10,718,745	0	283,800	0
歳出合計	75,443,231	300,000	75,743,231	7,920	292,080	0

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 子ども費補助金	千円 315, 585	千円 1, 460	千円 317, 045	1 子ども費補助 金	千円 1, 460
計	1, 024, 666	1, 460	1, 026, 126		

説	明
1 子ども・子育て支援交付金（子ども部）	1,460 千円

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

(款) 15 都支出金

(項) 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 子ども費補助金	千円 1,953,964	千円 6,460	千円 1,960,424	1 子ども費補助 金	千円 6,460
計	2,876,471	6,460	2,882,931		

説	明
1 子ども・子育て支援交付金（子ども部）	1,460 千円
2 子供家庭支援区市町村包括補助事業費（子ども部）	5,000 千円

(款) 15 都支出金 (項) 2 都補助金

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 社会資本等整備基金繰入金	千円 4,425,990	千円 283,800	千円 4,709,790	1 社会資本等整備基金繰入金	千円 283,800
7 子ども・子育て支援事業基金繰入金	1,697,390	8,280	1,705,670	1 子ども・子育て支援事業基金繰入金	8,280
計	7,387,842	292,080	7,679,922		

説	明
1 社会資本等整備基金繰入金（政策経営部）	283,800 千円
1 子ども・子育て支援事業基金繰入金（政策経営部）	8,280 千円

(款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金

3 歳 出

(款) 2 子ども費

(項) 3 子ども家庭費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		節	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額
1 子ども家庭福祉費	千円 12,694,947	千円 16,200	千円 12,711,147	千円 国庫支出金 1,460 都支出金 6,460 繰入金 8,280	千円	18 負担金補助 及び交付金	千円 16,200
計	13,431,332	16,200	13,447,532	国都支出金 7,920 その他 8,280			

説	明
児童福祉一般運営に要する経費を追加	
1 病児・病後児保育事業（子ども部）	16,200 千円
（1） 病児・病後児保育室整備	16,200 千円

(款) 2 子ども費 (項) 3 子ども家庭費

(款) 5 環境まちづくり費

(項) 3 道路公園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		節	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額
6 公園維持費	千円 1,184,735	千円 283,800	千円 1,468,535	千円 繰入金 283,800	千円	14 工事請負費	千円 283,800
計	4,675,986	283,800	4,959,786	その他 283,800			

説	明
公園・児童遊園等の維持管理に要する経費を追加	
1 公園・児童遊園の整備（環境まちづくり部）	283,800 千円
（1）公園・児童遊園の整備	283,800 千円

(款) 5 環境まちづくり費 (項) 3 道路公園費

第 2 債 務 負 担

(追 加)

事 項	本 年 度 債 務 負 担 限 度 額	全 体
	債 務 負 担 期 間	期 間
(仮称) 四番町公共施設整備	6,838,083 令和8年度	令和7年度 令和8年度
内幸町ホール改修工事	1,271,398 令和8年度～令和9年度	令和7年度 令和9年度
神田橋公園の整備	425,700 令和8年度	令和7年度 令和8年度

(廃 止)

事 項	本 年 度 債 勿 負 担 限 度 額	全 体
	債 勿 負 担 期 間	期 間
内幸町ホール改修工事	950,233 令和8年度	令和7年度 令和8年度

行為調書

(単位:千円)

計画	翌年度以降 支出予定額	左の財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国都支出金	その他		
	7,777,083	6,838,083	478,193	0	6,359,890
	1,855,198	1,271,398	0	0	1,271,398
	709,500	425,700	0	0	425,700

(単位:千円)

計画	翌年度以降 支出予定額	左の財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国都支出金	その他		
	1,574,417	950,233	0	0	950,233

7千子子総収第163号
令和7年11月11日

千代田区長 樋口 高顕 殿

千代田区教育委員会
(公印省略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について (回答)

令和7年11月11日付7千政総務発第868号で照会のあった下記の議案については、異議ありません。

記

〈令和7年第4回区議会定例会提出予定議案のうち、教育に関する事務に係るもの〉

1 令和7年度一般会計補正予算第3号

7千政総務発第869号
令和7年11月26日

千代田区教育委員会 御中

千代田区長
樋口高顕
(公印省略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について

令和7年第4回千代田区議会定例会に下記の議案を提出するに当たり、別紙案のとおり作成いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

記

〈令和7年第4回区議会定例会提出予定議案のうち、教育に関する事務に係るもの〉

議案名

議案第65号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号 千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例

議案第70号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

提出者 千代田区長 樋口高顕

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千代田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第17条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第32条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第32条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第17条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

第32条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第32条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(説明)

社会経済事情の変化に伴い、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定する必要があります。

議案第67号

千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部 を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

提出者 千代田区長 樋口高顯

千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部 を改正する条例

第1条 千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例（昭和31年千代田区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「92万2,000円」を「95万7,000円」に改める。

第6条中「100分の210」を「100分の215」に改める。

第2条 千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の215」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(説明)

社会経済事情の変化に伴い、教育長の給料の額及び期末手当の支給月数を改定する必要があります。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

提出者 千代田区長 樋口高顕

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年千代田区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の107.5」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の107.5」を「100分の110」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

第30条第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

第31条第2項中「応じて」を「応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職	1	222,000	298,200	341,400	376,000

員以外の職員	2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	239,700	313,800	358,300	398,200
	11	241,700	315,500	360,300	400,100
	12	244,000	317,100	362,100	402,000
	13	245,800	318,500	363,900	404,100
	14	247,600	320,200	365,600	406,000
	15	249,300	322,000	367,600	407,700
	16	250,700	323,400	369,600	409,700
	17	252,300	324,800	371,600	411,800
	18	253,900	327,100	374,000	413,600
	19	255,100	329,400	376,500	415,200
	20	256,800	331,700	379,000	416,600
	21	258,000	334,000	381,500	418,300
	22	259,000	335,500	383,100	419,800
	23	260,200	337,400	385,000	421,200
	24	261,300	339,300	386,900	422,400
	25	262,600	341,100	388,700	423,700
	26	263,300	342,900	390,300	425,000
	27	264,600	344,500	392,100	426,200
	28	265,800	346,000	393,700	427,400
	29	267,100	347,800	395,300	428,500
	30	268,500	349,300	396,900	429,400
	31	269,500	350,900	398,400	430,400

32	271,000	352,400	399,900	431,400
33	272,300	354,100	401,500	432,300
34	273,700	355,700	402,900	433,100
35	274,900	357,400	404,400	434,000
36	276,400	359,200	405,400	434,700
37	277,600	360,400	406,400	435,400
38	279,000	361,900	407,600	436,200
39	280,200	363,500	408,600	436,800
40	281,600	365,000	409,400	437,600
41	283,200	366,000	410,300	438,400
42	284,400	367,300	411,200	439,100
43	286,000	368,600	412,200	439,900
44	287,500	369,700	413,000	440,600
45	289,100	370,700	413,700	441,300
46	290,600	371,900	414,300	441,900
47	292,000	373,100	415,100	442,600
48	293,500	374,200	415,800	443,200
49	294,700	375,300	416,500	443,600
50	296,200	376,400	417,100	444,300
51	297,600	377,400	417,800	444,900
52	299,000	378,500	418,600	445,400
53	300,700	379,500	419,300	445,900
54	302,000	380,500	420,100	446,500
55	303,300	381,300	420,900	447,000
56	305,000	382,200	421,600	447,600
57	306,900	383,000	422,100	448,200
58	308,800	383,800	422,800	448,700
59	310,800	384,600	423,400	449,300
60	312,700	385,400	424,100	449,900
61	314,700	386,100	424,700	450,400

	62	316, 200	386, 900	425, 300	450, 900
	63	318, 000	387, 700	425, 900	451, 400
	64	319, 700	388, 300	426, 500	452, 000
	65	321, 600	389, 100	427, 000	452, 400
	66	323, 100	389, 900	427, 500	452, 900
	67	324, 800	390, 500	428, 100	453, 400
	68	326, 300	391, 300	428, 700	453, 800
	69	328, 000	392, 100	429, 300	454, 300
	70	329, 600	392, 700	429, 800	454, 800
	71	331, 100	393, 400	430, 400	455, 300
	72	332, 600	394, 300	431, 000	455, 800
	73	334, 000	395, 100	431, 500	456, 200
	74	335, 500	395, 800	432, 100	456, 700
	75	337, 000	396, 400	432, 600	457, 200
	76	338, 600	397, 100	433, 200	457, 700
	77	340, 000	397, 700	433, 600	458, 100
	78	341, 400	398, 300	434, 100	458, 500
	79	342, 700	398, 800	434, 600	459, 000
	80	344, 000	399, 400	435, 100	459, 500
	81	345, 300	400, 000	435, 500	460, 000
	82	346, 500	400, 500	436, 000	460, 500
	83	347, 700	401, 100	436, 500	461, 000
	84	348, 800	401, 700	437, 000	461, 400
	85	350, 000	402, 300	437, 400	461, 900
	86	351, 200	402, 800	437, 800	462, 300
	87	352, 500	403, 300	438, 300	462, 700
	88	353, 600	403, 900	438, 800	463, 100
	89	354, 700	404, 400	439, 300	463, 400
	90	355, 800	404, 800	439, 700	463, 700
	91	357, 000	405, 400	440, 200	464, 100

92	358, 100	405, 900	440, 700	464, 500
93	359, 100	406, 400	441, 100	464, 900
94	360, 100	407, 000	441, 500	465, 300
95	361, 000	407, 500	441, 900	465, 700
96	361, 900	408, 000	442, 300	466, 100
97	362, 900	408, 400	442, 700	466, 400
98	363, 800	408, 900	443, 000	466, 700
99	364, 600	409, 400	443, 400	467, 100
100	365, 300	409, 900	443, 800	467, 500
101	366, 000	410, 400	444, 200	467, 900
102	366, 700	410, 900	444, 600	
103	367, 400	411, 400	445, 000	
104	367, 900	411, 900	445, 400	
105	368, 500	412, 400	445, 700	
106	369, 000	413, 000	446, 100	
107	369, 500	413, 500	446, 500	
108	370, 100	414, 000	446, 900	
109	370, 800	414, 400	447, 200	
110	371, 300	414, 800	447, 600	
111	371, 800	415, 300	448, 000	
112	372, 300	415, 900	448, 400	
113	372, 800	416, 400	448, 700	
114	373, 300	416, 800		
115	373, 800	417, 200		
116	374, 300	417, 600		
117	374, 700	418, 000		
118	375, 100	418, 400		
119	375, 600	418, 800		
120	376, 100	419, 200		
121	376, 600	419, 600		

	122	377, 100	420, 000		
	123	377, 600	420, 400		
	124	378, 000	420, 800		
	125	378, 400	421, 200		
	126	378, 700	421, 600		
	127	379, 100	422, 000		
	128	379, 500	422, 400		
	129	379, 800	422, 700		
	130	380, 000			
	131	380, 400			
	132	380, 800			
	133	381, 300			
	134	381, 600			
	135	382, 000			
	136	382, 400			
	137	382, 800			
	138	383, 200			
	139	383, 600			
	140	384, 000			
	141	384, 300			
	142	384, 700			
	143	385, 100			
	144	385, 400			
	145	385, 900			
	146	386, 300			
	147	386, 700			
	148	387, 100			
	149	387, 500			
	150	387, 900			
	151	388, 300			

	152	388,700			
	153	389,100			
	154	389,500			
	155	389,900			
	156	390,300			
	157	390,700			
	158	391,100			
	159	391,500			
	160	391,900			
	161	392,300			
	162	392,700			
	163	393,100			
	164	393,500			
	165	393,900			
	166	394,300			
	167	394,600			
	168	395,000			
	169	395,400			
定年前再任用 短時間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 244,200	円 285,300	円 310,000	円 349,500

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の110」を「100分の108.75」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

第30条第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の137.5」を「100分の

136.25」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第31条第2項の改正規定 令和8年1月1日
 - (2) 第2条の規定 令和8年4月1日
- 2 第1条の規定（第27条第2項及び第3項、第30条第2項及び第3項並びに第31条第2項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。
(施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整)
- 4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内扱)
- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(委任)

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(説明)

社会経済事情の変化に伴い、幼稚園教育職員の給料の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するとともに、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正に伴い、義務教育等教員特別手当の額について校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮するよう改める必要があります。

7千子子総収第176号
令和7年11月26日

千代田区長 樋口 高顕 殿

千代田区教育委員会
(公印省略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について (回答)

令和7年11月26日付7千政総務発第869号で照会のあった下記の議案については、異議ありません。

記

〈令和7年第4回区議会定例会提出予定議案のうち、教育に関する事務に係るもの〉

- 1 議案第65号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議案第67号 千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第70号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（教育委員会規則の一部改正）

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則等について、教育長が千代田区教育委員会の権限委任に関する規則（平成 19 年千代田区教育委員会規則第 28 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理して一部改正をしたため、同条第 2 項の規定により、報告し、その承認を求める。

記

1 改正規則

- (1) 千代田区教育委員会規則第 21 号（別紙 1）
「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」
- (2) 千代田区教育委員会規則第 22 号（別紙 2）
「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」
- (3) 千代田区教育委員会規則第 23 号（別紙 3）
「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

2 改正内容

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、勤勉手当の支給月数を改めるとともに、勤勉手当の減額率を改正する。
- (2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、昇給時対応号給表を改正する。
- (3) 令和 7 年度税制改正による特定親族特別控除の新設に伴い、職員別給与簿を改正する。

3 施行期日

- (1) 公布の日。ただし、別表第 2 の改正規定は、令和 7 年 12 月 2 日から施行。
- (2) 公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- (3) 令和 7 年 12 月 1 日

●千代田区教育委員会の権限委任に関する規則

(教育長の臨時代理)

第4条 教育長は、第2条各項の規定により、委任を受けた事務以外の事務について緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、速やかに、委員会に報告を行いその承認を得なければならない。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月28日

千代田区教育委員会

千代田区教育委員会規則第21号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）								
<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>（1）法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の120</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の137.5</u>）</p> <p>（2）定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の68.75</u>）</p> <p>2及び3（現行に同じ）</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>（1）条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員以外の職員</p> <table border="1"><tr><td>減額事由</td><td>減額率</td></tr><tr><td>私事欠勤等の取扱いを受けた</td><td>100分の</td></tr></table>	減額事由	減額率	私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の	<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>（1）法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の117.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の135</u>）</p> <p>（2）定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の66.25</u>）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>（1）条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員以外の職員</p> <table border="1"><tr><td>減額事由</td><td>減額率</td></tr><tr><td>私事欠勤等の取扱いを受けた</td><td>100分の</td></tr></table>	減額事由	減額率	私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の
減額事由	減額率								
私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の								
減額事由	減額率								
私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の								

期間が8日以上あること。	100
私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の80
期間が7日あること。	
私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の60
期間が5日又は6日あること。	
私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の40
期間が4日あること。	
私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の20
期間が3日あること。	
私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の10
期間が2日あること。	
法第29条の規定により停職の 処分をされたこと。	1回につき 100分の50
法第29条の規定により減給の 処分をされたこと。	1回につき 100分の35
法第29条の規定により戒告の 処分をされたこと。	1回につき 100分の20

(2)条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員

減額事由	減額率
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が5日以上あること。	100 分 の 100
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が4日あること。	100分の60
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が3日あること。	100分の30
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が2日あること。	100分の20
法第29条の規定により停職の 処分をされたこと。	1回につき 100分の75
法第29条の規定により減給の 処分をされたこと。	1回につき 100分の50
法第29条の規定により戒告の 処分をされたこと。	1回につき 100分の25

期間が9日以上あること。	100
私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の70
期間が7日又は8日あること。	
私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の50
期間が5日又は6日あること。	
私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の30
期間が4日あること。	
私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の10
期間が3日あること。	
私事欠勤等の取扱いを受けた	100分の5
期間が2日あること。	
法第29条の規定により停職の 処分をされたこと。	1回につき 100分の20
法第29条の規定により減給の 処分をされたこと。	1回につき 100分の15
法第29条の規定により戒告の 処分をされたこと。	1回につき 100分の10

(2)条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員

減額事由	減額率
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が5日以上あること。	100 分 の 100
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が4日あること。	100分の60
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が3日あること。	100分の20
私事欠勤等の取扱いを受けた 期間が2日あること。	100分の10
法第29条の規定により停職の 処分をされたこと。	1回につき 100分の75
法第29条の規定により減給の 処分をされたこと。	1回につき 100分の50
法第29条の規定により戒告の 処分をされたこと。	1回につき 100分の25

備 考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和7年12月2日から施行する。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月28日

千代田区教育委員会

千代田区教育委員会規則第22号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3（第6条関係）

昇格時対応号給表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	1	2	6
19	1	3	7
20	1	4	8
21	1	5	9
22	1	6	10

23	1	7	11
24	1	8	12
25	1	9	13
26	1	10	14
27	1	11	15
28	1	12	16
29	1	13	17
30	1	14	18
31	1	15	19
32	1	16	20
33	1	17	21
34	1	18	22
35	1	19	23
36	1	20	24
37	1	21	25
38	1	22	26
39	1	23	27
40	1	24	28
41	1	25	29
42	2	25	30
43	3	26	31
44	4	26	32
45	5	27	33
46	6	27	33
47	7	28	34
48	8	28	34
49	9	29	35
50	10	30	35
51	11	31	36
52	12	32	36
53	13	33	37
54	14	33	38
55	15	34	39
56	16	34	40
57	17	35	41
58	18	35	41
59	19	36	42
60	20	36	42
61	21	37	43
62	22	37	43
63	23	38	44
64	24	38	44
65	25	39	45
66	26	39	46
67	27	40	47

68	28	40	48
69	29	41	49
70	30	41	50
71	31	42	51
72	32	42	52
73	33	43	53
74	34	43	54
75	35	44	55
76	36	44	56
77	37	45	57
78	38	45	57
79	39	46	58
80	40	46	58
81	41	47	59
82	41	47	59
83	42	48	60
84	42	48	60
85	43	49	61
86	43	50	62
87	44	51	63
88	44	52	64
89	45	53	65
90	46	53	66
91	47	54	67
92	48	54	68
93	49	55	69
94	50	55	70
95	51	56	71
96	52	56	72
97	53	57	73
98	53	58	74
99	54	59	75
100	54	60	76
101	55	61	77
102	55	62	77
103	56	63	78
104	56	64	78
105	57	65	79
106	58	65	79
107	59	66	80
108	60	66	80
109	61	67	81
110	61	67	82
111	62	68	83
112	62	68	84

113	63	69	85
114	63	70	
115	64	71	
116	64	72	
117	65	73	
118	65	74	
119	66	75	
120	66	76	
121	67	77	
122	67	77	
123	68	78	
124	68	78	
125	69	79	
126	69	79	
127	70	80	
128	70	80	
129	71	81	
130	71		
131	72		
132	72		
133	73		
134	73		
135	74		
136	74		
137	75		
138	75		
139	76		
140	76		
141	77		
142	77		
143	78		
144	78		
145	79		
146	79		
147	80		
148	80		
149	81		
150	82		
151	83		
152	84		
153	85		
154	85		
155	86		
156	86		
157	87		

158	87		
159	88		
160	88		
161	89		
162	90		
163	91		
164	92		
165	93		
166	94		
167	95		
168	96		
169	97		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

千代田区教育委員会

千代田区教育委員会規則第23号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（第6条関係）

第1号様式（第6条関係）

職員別給与簿

四

職員番号		氏名		生年月日		性別		職種・職種		給料表		所		算		採用年月日		本区年月日		退職年月日		事由							
				年月日												年月日		年月日		年月日		年月日							
支給月日	区分	給料	額税額	扶養	地城	期末	勤怠	管理職	住居	原身	管理職特別	初仕給調整	特種勤務	時間外勤務	休日給	教職員特別	寒冷地	選舉・その他	通勤	通勤税	宿泊直課税	支給計	課税分	非課税給与等					
																								通勤	宿泊直	旅費	児童手当		
計																													
社会保険料																													
支給月日	区分	長期賃金		短期賃金		福祉賃金		介護保険料		退職年金		厚生年金		健康保険		雇用保険		個人型年金掛金		合計		所得税		住民税					
		前職分	その他																										
計																													
年末調整																													
合算	支払金額	社会保険料		所得税		個人型年金		備考																					
		給与所得控除後額	(調整控除後)																										
所得控除		特定親族特別控除額		扶養・障害等		基礎控除額		社会保険(控除)		給与天引個人型年金		社会保険(申告)																	
所得控除		生命保険料		地図保険料		申告小規模共済		配偶者(特別)		計												課税対象所得額							
年税額		(税額控除前)		住宅借入控除額																									
税表		配有		本人		配偶		扶養		扶養		扶養		扶養		扶養		扶養		扶養									
扶養		配偶		本人		配偶		扶養		扶養		扶養		扶養		扶養		扶養		扶養									
(原)控		老配		特定扶		特定扶		配偶者		配偶者		配偶者		配偶者		配偶者		配偶者		配偶者									
扶養親族																													
住所																													

- 支給区分
- 1 例月給与
 - 2 期末・勤続手当
 - 3 寒冷地手当
 - 4 改定差額
 - 5 児童手当

氏名

附 則

この規則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

1 趣 旨

教育公務員特例法の一部改正に伴い、幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正され、義務教育等教員特別手当について、教育委員会規則で定める校務の種類を考慮する旨定めることになったことから、関連する教育委員会規則の改正を行う。

2 改正を予定している教育委員会規則

義務教育等教員特別手当に関する規則

3 改正内容

第2条において校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の額を定め、第2条の次に、第2条の2を新設し、校務の種類を幼稚園教育職員が行う全ての種類と定める。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行予定期日

令和8年1月1日

新旧対照表

○義務教育等教員特別手当に関する規則（平成12年3月28日教育委員会規則第17号）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p><u>第2条 次条に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。</u></p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）であって、次条に規定する校務を分掌するものの義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（校務の種類）</p> <p><u>第2条の2 条例第31条第2項の教育委員会規則で定める校務の種類は、条例第2条に規定する幼稚園教育職員が行う全ての園務とする。</u></p> <p>附 則 この規則は、令和8年1月1日から施行する。</p>	<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（新設）</p>

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

1 趣 旨

国による教員給与の見直しを踏まえ、東京都は教員特殊業務手当を見直すこととなつた。東京都との均衡等も踏まえ、特別区においても教員特殊業務手当の見直しを行うこととし、関連する教育委員会規則の改正を行う。

2 改正を予定している教育委員会規則

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則

3 改正内容

(1)業務の程度

	改正前	改正後
週休日、休日及び代休日	<u>終日に及ぶ程度</u> (日中7時間45分以上)	<u>半日程度</u> (日中4時間以上)
その他の日	正規の勤務時間に引き続き <u>午後11時まで</u> <u>午前2時</u> から午前8時まで	正規の勤務時間に引き続き <u>午後9時まで</u> <u>午前4時</u> から午前8時まで

(2)支給額

従事した業務	支給額	
	改正前	改正後
幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務	<u>7,500円</u>	<u>8,000円</u>
幼児に対する緊急の補導業務	<u>7,500円</u>	<u>8,000円</u>

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行予定期日

令和8年1月1日

新旧対照表

○幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成12年3月28日教育委員会規則第13号）

新（改正後）	旧（現行）																				
<p>（教員特殊業務手当の支給額等）</p> <p>第2条 教員特殊業務手当の支給の対象となる条例第17条第2項に規定する教育委員会規則で定める程度は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 条例第17条第3項に規定する教員特殊業務手当の額は、別表第2左欄に掲げる支給範囲に応じ、同表右欄に定める額とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）</p> <p>前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。</p>	<p>（教員特殊業務手当の支給額等）</p> <p>第2条 教員特殊業務手当の支給の対象となる条例第17条第2項に規定する教育委員会規則で定める程度は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 条例第17条第3項に規定する教員特殊業務手当の額は、別表第2左欄に掲げる支給範囲に応じ、同表右欄に定める額とする。</p>																				
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																				
<table border="1"> <tr> <td>業務に従事する日</td><td>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）に規定する週休日、休日及び代休日</td><td>その他の日</td></tr> <tr> <td>業務の程度</td><td> <p>1 <u>半日程度（日中4時間以上）</u></p> <p>2 1と同程度</p> </td><td> <p>1 正規の勤務時間に引き続き<u>午後9時まで</u></p> <p>2 <u>午前4時</u>から午前8時まで</p> <p>3 1又は2と同程度</p> </td></tr> </table>	業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日	業務の程度	<p>1 <u>半日程度（日中4時間以上）</u></p> <p>2 1と同程度</p>	<p>1 正規の勤務時間に引き続き<u>午後9時まで</u></p> <p>2 <u>午前4時</u>から午前8時まで</p> <p>3 1又は2と同程度</p>	<table border="1"> <tr> <td>業務に従事する日</td><td>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）に規定する週休日、休日及び代休日</td><td>その他の日</td></tr> <tr> <td>業務の程度</td><td> <p>1 <u>終日に及ぶ程度（日中7時間45分以上）</u></p> <p>2 1と同程度</p> </td><td> <p>1 正規の勤務時間に引き続き<u>午後11時まで</u></p> <p>2 <u>午前2時</u>から午前8時まで</p> <p>3 1又は2と同程度</p> </td></tr> </table>	業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日	業務の程度	<p>1 <u>終日に及ぶ程度（日中7時間45分以上）</u></p> <p>2 1と同程度</p>	<p>1 正規の勤務時間に引き続き<u>午後11時まで</u></p> <p>2 <u>午前2時</u>から午前8時まで</p> <p>3 1又は2と同程度</p>								
業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日																			
業務の程度	<p>1 <u>半日程度（日中4時間以上）</u></p> <p>2 1と同程度</p>	<p>1 正規の勤務時間に引き続き<u>午後9時まで</u></p> <p>2 <u>午前4時</u>から午前8時まで</p> <p>3 1又は2と同程度</p>																			
業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日																			
業務の程度	<p>1 <u>終日に及ぶ程度（日中7時間45分以上）</u></p> <p>2 1と同程度</p>	<p>1 正規の勤務時間に引き続き<u>午後11時まで</u></p> <p>2 <u>午前2時</u>から午前8時まで</p> <p>3 1又は2と同程度</p>																			
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）																				
<table border="1"> <tr> <th>支給範囲</th><th>支給額</th></tr> <tr> <td>職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。</td><td></td></tr> <tr> <td>1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。</td><td>日額 8,000円</td></tr> <tr> <td>2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。</td><td>日額 16,000円</td></tr> <tr> <td>3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。</td><td>日額 8,000円</td></tr> </table>	支給範囲	支給額	職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。		1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 8,000円	2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 16,000円	3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 8,000円	<table border="1"> <tr> <th>支給範囲</th><th>支給額</th></tr> <tr> <td>職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。</td><td></td></tr> <tr> <td>1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。</td><td>日額 8,000円</td></tr> <tr> <td>2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。</td><td>日額 16,000円</td></tr> <tr> <td>3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。</td><td>日額 7,500円</td></tr> </table>	支給範囲	支給額	職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。		1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 8,000円	2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 16,000円	3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 7,500円
支給範囲	支給額																				
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。																					
1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 8,000円																				
2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 16,000円																				
3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 8,000円																				
支給範囲	支給額																				
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。																					
1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 8,000円																				
2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 16,000円																				
3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 7,500円																				

4 幼児に対する緊急の補導 業務に従事したとき。	日額 <u>8,000円</u>
-----------------------------	------------------

4 幼児に対する緊急の補導 業務に従事したとき。	日額 <u>7,500円</u>
-----------------------------	------------------

千代田区立幼稚園使用条例施行規則等の一部改正について

1 改正理由

現在、幼稚園の入園承諾通知書などの各種様式は自治体独自に定められているが、令和7年度中に、各自治体の基幹業務システムが国の標準準拠システムへ移行することに伴い、移行後は国から示された様式を使用する必要がある。

千代田区は、令和8年1月5日に国の標準準拠システムへの移行を予定しており、規則に定める様式を改正する必要がある。

2 改正対象

- (1) 千代田区立幼稚園使用条例施行規則（協議）
- (2) 千代田区保育の実施に関する条例施行規則（報告）
- (3) 千代田区立こども園条例施行規則（報告）

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和8年1月5日

新旧対照表

千代田区立幼稚園使用条例施行規則

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>附 則(令和 年 月 日教委規則第 号) この規則は、令和8年1月5日から施行する。</p> <p>第3号様式 (第6条関係)</p> <p>第3号様式 (第6条関係)</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>千代田区教育委員会</p> <p>入園承諾通知書</p> <p>申込みのありました幼稚園への入園について、次のとおり承諾いたします。</p> <p>子ども 姓 名 生年月日</p> <p>保護者 住 所 フリガナ 姓 名 生年月日</p> <p>利用予定の施設 名 称 所 在 地</p> <p>決 定 年 月 日</p> <p>利 用 期 間</p>	<p>第3号様式 (第6条関係)</p> <p>第3号様式 (第6条関係)</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>千代田区教育委員会</p> <p>入園承諾通知書</p> <p>申込みのありました幼稚園への入園について、次のとおり承諾いたします。</p> <p>支 給 認 定 子 ど も の 姓 名 お よ び 生 年 月 日 年 月 日 生 年 齢</p> <p>決 定 年 月 日</p> <p>利 用 決 定 施 設 (事 業 所) の 名 称 及 び 所 在 地</p> <p>電 話 番 号</p> <p>利 用 期 間</p> <p>年 月 日 か ら 年 月 日 ま で</p>
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求することができます。	1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求することができます。
2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として(訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。	2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として(訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
※ 保育の実施期間中であっても利用できる基準に該当しなくなった場合には保育の実施を解除いたします。	

新旧対照表

千代田区保育の実施に関する条例施行規則

新(改正後)	旧(現行)																																							
<p>附 則(令和 年 月 日規則第 号) <u>この規則は、令和8年1月5日から施行する。</u></p> <p>第2号様式(第4条関係) <small>第2号様式(第4条関係)</small></p> <p style="text-align: center;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">千代田区長 ㊞</p> <p style="text-align: center;">入所承諾書</p> <p>申込みのありました保育園・こども園等への利用について、次のとおり承諾します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">子ども</td> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">保護者</td> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">利用予定の施設</td> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>決定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> </table> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求することができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として(訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 ただし、上記の期間が超過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 ※ 保育の実施期間中であっても保育所に入所できる基準に該当しなくなった場合には保育の実施を解除いたします。</p>	子ども	フリガナ			氏名			生年月日	年 月 日生	保護者	住所		フリガナ		氏名		生年月日	年 月 日生	利用予定の施設	名称		所在地		決定年月日	年 月 日	利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	<p>第2号様式(第4条関係) <small>第2号様式(第4条関係)</small></p> <p style="text-align: center;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">千代田区長 ㊞</p> <p style="text-align: center;">入所承諾書</p> <p>申込みのありました保育園・こども園等への利用について、次のとおり承諾します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">支給認定子どもの 氏名および生年月日</td> <td>年 月 日生</td> <td>歳兪</td> </tr> <tr> <td>決定年月日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用決定施設 (事業所)の名称 及び所在地</td> <td colspan="2">電話番号</td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>年 月 日から</td> <td>年 月 日まで</td> </tr> </table>	支給認定子どもの 氏名および生年月日	年 月 日生	歳兪	決定年月日	年 月 日		利用決定施設 (事業所)の名称 及び所在地	電話番号		利用期間	年 月 日から	年 月 日まで
子ども	フリガナ																																							
	氏名																																							
	生年月日	年 月 日生																																						
保護者	住所																																							
	フリガナ																																							
	氏名																																							
生年月日	年 月 日生																																							
利用予定の施設	名称																																							
	所在地																																							
決定年月日	年 月 日																																							
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日																																							
支給認定子どもの 氏名および生年月日	年 月 日生	歳兪																																						
決定年月日	年 月 日																																							
利用決定施設 (事業所)の名称 及び所在地	電話番号																																							
利用期間	年 月 日から	年 月 日まで																																						
第3号様式(第5条関係)	第3号様式(第5条関係)																																							

第
年
月
日

様

千代田区長

㊞

入所保留通知書

下記児童の 年 月入園申込の結果については、次の理由
により保留となりましたので通知します。

子ども	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	
保護者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
生年月日	年 月 日生		
希望入所年月日	年 月 日		
保留理由			
有効期間	年 月 日	～	年 月 日
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求することができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 ※ 保育所入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出ください。			

第
年
月
日

様

千代田区長

㊞

入所保留通知書

下記児童の 年 月入園申込の結果については、次の理由
により保留となりましたので通知します。

支給認定子どもの 氏名および生年月日	年 月 日生	歳兪
希望利用開始日	年 月 日	
申込有効期限	年 月 日	
決定年月日	年 月 日	
保留の理由		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
 ※ 保育所入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出してください。

新旧対照表

千代田区立こども園条例施行規則

新(改正後)	旧(現行)																				
<p><u>附 則(令和 年 月 日規則第 号)</u> <u>この規則は、令和8年1月5日から施行する。</u></p> <p>第1号の3様式(第9条関係) <small>第1号の3様式(第9条関係)</small></p> <p style="text-align: center;">第 年 月 日 号 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">千代田区長</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p>入所承諾書</p> <p>申込みのありました保育園・こども園等への利用について、次のとおり承諾します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">子ども</td> <td><u>フリガナ</u> <u>氏名</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>生年月日</u> <u>年 月 日 生</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">保 護 者</td> <td><u>住 所</u> <u>フリガナ</u> <u>氏 名</u></td> </tr> <tr> <td><u>生年月日</u> <u>年 月 日 生</u></td> </tr> <tr> <td><u>名 称</u> <u>所 在 地</u></td> </tr> <tr> <td>決 定 年 月 日</td> <td><u>年 月 日</u></td> </tr> <tr> <td>利 用 期 間</td> <td><u>年 月 日</u> ~ <u>年 月 日</u></td> </tr> </table> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求することができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができます。 ※ 保育の実施期間中であっても利用できる基準に該当しなくなった場合には保育の実施を解除いたします。</p> <p>※ 保育の実施期間中であっても保育所に入所できる基準に該当しなくなった場合には保育の実施を解除いたします。</p>	子ども	<u>フリガナ</u> <u>氏名</u>		<u>生年月日</u> <u>年 月 日 生</u>	保 護 者	<u>住 所</u> <u>フリガナ</u> <u>氏 名</u>	<u>生年月日</u> <u>年 月 日 生</u>	<u>名 称</u> <u>所 在 地</u>	決 定 年 月 日	<u>年 月 日</u>	利 用 期 間	<u>年 月 日</u> ~ <u>年 月 日</u>	<p>第1号の3様式(第9条関係) <small>第1号の3様式(第9条関係)</small></p> <p style="text-align: center;">第 年 月 日 号 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">千代田区長</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p>入所承諾書</p> <p>申込みのありました保育園・こども園等への利用について、次のとおり承諾します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">支給認定子どもの 氏名および生年月日</td> <td><u>年 月 日 生</u> <u>歳兪</u></td> </tr> <tr> <td>決 定 年 月 日</td> <td><u>年 月 日</u></td> </tr> <tr> <td>利 用 決 定 施 設 (事業所) の名称 及 び 所 在 地</td> <td><u>電話番号</u></td> </tr> <tr> <td>利 用 期 間</td> <td><u>年 月 日 から</u> <u>年 月 日 まで</u></td> </tr> </table>	支給認定子どもの 氏名および生年月日	<u>年 月 日 生</u> <u>歳兪</u>	決 定 年 月 日	<u>年 月 日</u>	利 用 決 定 施 設 (事業所) の名称 及 び 所 在 地	<u>電話番号</u>	利 用 期 間	<u>年 月 日 から</u> <u>年 月 日 まで</u>
子ども	<u>フリガナ</u> <u>氏名</u>																				
	<u>生年月日</u> <u>年 月 日 生</u>																				
保 護 者	<u>住 所</u> <u>フリガナ</u> <u>氏 名</u>																				
	<u>生年月日</u> <u>年 月 日 生</u>																				
	<u>名 称</u> <u>所 在 地</u>																				
決 定 年 月 日	<u>年 月 日</u>																				
利 用 期 間	<u>年 月 日</u> ~ <u>年 月 日</u>																				
支給認定子どもの 氏名および生年月日	<u>年 月 日 生</u> <u>歳兪</u>																				
決 定 年 月 日	<u>年 月 日</u>																				
利 用 決 定 施 設 (事業所) の名称 及 び 所 在 地	<u>電話番号</u>																				
利 用 期 間	<u>年 月 日 から</u> <u>年 月 日 まで</u>																				
第2号様式(第9条関係)	第2号様式(第9条関係)																				

第 号
年 月 日

様

千代田区長

印

入園承諾通知書

申込みのありました幼稚園への利用について、次のとおり承諾いたします。

子ども	フリガナ		
	氏名		
生年月日	年 月 日	生	
保護者	住所		
	フリガナ		
氏名			
生年月日	年 月 日	生	
利用予定の施設	名称		
所在			
決定年月日	年 月 日		
利用期間	年 月 日	～	年 月 日

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求することができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号の2様式（第10条関係）

第2号の2様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

千代田区長

印

入所保留通知書

下記児童の 年 月 入園申込の結果については、次の理由により保留となりましたので通知します。

子ども	フリガナ		
	氏名		
生年月日	年 月 日	生	
保護者	住所		
	フリガナ		
氏名			
生年月日	年 月 日	生	
希望入所年月日	年 月 日		
保留理由			
有効期間	年 月 日	～	年 月 日

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができます。

※ 保育所入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出してください。

第 号
年 月 日

様

千代田区長

印

入園承諾通知書

申込みのありました幼稚園への入園について、次のとおり承諾いたします。

支給認定子どもの 氏名および生年月日	年 月 日生	歳
決定年月日	年 月 日	
利用決定施設 (事業所)の名称 及び所在地	電話番号	
利用期間	年 月 日から	年 月 日まで

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができます。

※ 保育の実施期間中であっても利用できる基準に該当しなくなった場合には保育の実施を解除いたします。

第2号の2様式（第10条関係）

第2号の2様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

千代田区長

印

入所保留通知書

下記児童の 年 月 入園申込の結果については、次の理由により保留となりましたので通知します。

支給認定子どもの 氏名および生年月日	年 月 日生	歳
希望利用開始日	年 月 日	
申込有効期限	年 月 日	
決定年月日	年 月 日	
保留の理由		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ※ 保育所入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出してください。

令和7年第4回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

次世代	小野 なりこ 議員	代表質問	1
質問要旨	○子ども家庭センターの設置について ・センターの機能や目的は何か ・いつ設置するのか。区独自の取り組みはあるのか ・設置を通じてどのような地域づくりを目指すのか ・児童相談所とどう連携していくのか ○子どもの成長過程に必要な施策について ・療育、検査実施のニーズの把握とマッチングを円滑にするための取り組みについて見解を伺う ・中高生の成長を考慮した居場所づくりの創設について伺う ・区の地域特性を生かした独自の学習体験の取り組みについて		
答弁者	子ども部長		

＜子ども部長＞

小野議員の子ども家庭センターに関するご質問にお答えします。

令和6年4月の児童福祉法改正により、「子ども家庭センター」の設置が区市町村の努力義務となりました。子ども家庭センターは、保健所の母子保健機能と児童・家庭支援センターの児童福祉機能が連携・協同を深め、支援の必要性が高い妊産婦、子ども及び家庭などの支援対象者に対して、地域資源を活用しながらサポートプランとして必要な支援などを行うことにより、虐待の予防的な対応から、子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としております。

本区では令和8年度の設置に向けて、現在準備を進めておりますが、国のガイドラインに定める母子保健と児童福祉の機能連携に止まらず、子どもに関するあらゆる相談を区民が気軽に、分かりやすく行えるよう、(仮称)子ども総合相談窓口を区として新たに設けます。このことにより、子育ての悩み相談や各種子育て支援サービスの紹介等、網羅的に受け止める総合相談機能を拡充してまいります。

区としましては、子ども家庭センターの設置により、関係機関との連携をより深めながら、地域全体のニーズや地域資源の把握をさらに進めつつ、子育てしやすい地域づくりを推進していきたいと考えております。

東京都児童相談センターとの連携については、都が定めた児童虐待相談等の連絡・調整の内容を定めた「東京ルール」に基づき、情報提供や援助要請、送致などの手順を共有し、連携・協働しております。また、サテライトオフィスについては、地域の実情に即したきめ細やかな児童相談体制を構築する方策であると認識しております、今後、都と協議をしてまいります。

次に、療育についてですが、ご指摘のように、子ども発達センターさくらキッズの利用者は多く、利用を希望する方の状態に応じて民間の施設を紹介するなどの対応も行われております。このため、療育施設の情報を整理し、区として案内できるような体制を整備する必要があると考えており、今後はさくらキッズや児童・家庭支援センターなどに加え、先述した(仮称)子ども総合相談窓口でも対応できるよう情報提供体制を整えてまいります。

次に、中高生の居場所づくりについてですが、子どもの居場所としては、本区が今年7月にかけて行った子ども向けのアンケート調査や8月に開催したワークショップの中で、「十分に居場所がある」と答えた子どもの割合は年齢が上がるにつれて減少し、中学生・高校生では3割程度にとどまっています。

こうした結果を受け、現在、中高生向けの居場所づくりを検討しており、試行的施設を整備することや、利用者である中高生からの意見を取り入れた施設づくりなどについて検証を重ね、継続的に子どもたちの成長に資するよう、将来的には中高生専用の居場所を設置していきたいと考えております。

最後に、千代田区の地域特性を生かした独自の体験学習についてですが、区ではより良い教育環境の実現に向けて、産官学連携を推進しております。

今年度は、区内の企業や官公庁等による出前授業や、様々な職業を体験できるイベントを開催する予定でございます。これらを通じて学校教員に各企業等のプログラムを体験させ、地域資源を活用した多様な学習プランの作成や学習の実践につなげていき、本区独自の体験学習をさらに充実してまいります。

自民党	池田 ともり 議員	代表質問	2
質問要旨	○安全・安心な子育て環境への取り組みについて ・区内の学童クラブへの事業評価の実施を求める ・学童クラブと小学校の間で連絡会や報告会等どのような連携がとられているのか ・保育士のストレスチェックと体調管理はどのように行われているか		
答弁者	子ども部長		

＜子ども部長＞

池田議員の「安全・安心な子育て環境への取り組み」のご質問にお答えいたします。

はじめに、学童クラブへの事業評価についてですが、現在、区職員による安全面等の評価は定期的に実施していますが、第三者評価は行っていない状況です。

こうした中、令和7年度より東京都が「認証学童クラブ事業」を開始しており、認証条件に3年に1回の都が指定する福祉サービス第三者評価を受審することが含まれていることから、これを学童クラブの運営に活かしてまいります。都の認証とならない学童クラブの事業評価については、区として引き続き研究してまいります。

次に、学童クラブと小学校との連携についてですが、児童の個性や課題、兄弟の有無やいじめなどを含む人間関係、病気やケガなどの情報については日常的に情報を共有して、安全・安心かつ円滑な運営に努めています。また、年に2回、区内の全学童クラブと児童・家庭支援センターによる学童クラブ施設長会を開催し、情報共有や意見交換などを行っているところです。

引き続き、学校と学童クラブの良好な連携を進めてまいります。

次に、保育士のストレスチェックについてですが、子どもの命を預かる職務の内容から、保育士がストレスに晒され易い状況にあり、メンタルヘルスは大変重要であると認識しております。

区では、公立保育園とこども園の保育士について、メンタルの不調を未然に防止する観点から、公認心理師によるストレスチェックを定期的に実施しており、仕事の合間でも参加できるよう、パソコン等から回答できる方式としています。結果について

は、ストレスの高低を評価して本人にフィードバックし、高ストレス状態の場合はカウンセリングを受けることができるなど、フォローする体制となっております。併せて集団分析を行い、各保育所のストレスの傾向を把握することができ、職場改善へとつなげていきます。

また、保育士の体調管理については、保育所での日々の体調確認、有給休暇の取得奨励、業務のICT化による負担軽減などを複合的に行っていところです。

質の高い保育を提供し続けるため、今後も保育士の心身の健康に向けた実効性ある取組みを進めてまいります。

自民	永田 壮一 議員	一般質問	1
質問要旨	○戦後 80 年と台湾との関係について ・東京中華学校（インターナショナルスクール）に通う児童について、並行して区立学校の就学を認め、卒業することで、義務教育終了資格を与えることはできないか ・台湾の歴史を千代田区独自の教育として扱うことについて		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

永田議員のご質問にお答えします。

まず、日本国籍を有する児童・生徒を学校教育法第1条に規定する学校以外に通わせることは、保護者が負う、子どもを就学させる義務を履行したことにはならないため、区では1条校への就学の意義を保護者に丁寧に説明しているところです。

また、東京都の就学事務関係質疑応答集によれば、インターナショナルスクールに通学している子どもの公立学校への受け入れについては、夏季休業期間などの短期間であっても編入学により受け入れなければならないとされています。そのため、並行して通学することは難しいものと認識しており、区ではそうした保護者からの相談などに対しても丁寧な説明に努めてまいります。

次に、台湾の歴史に関するご質問についてですが、本区の小学校、中学校などにおける歴史の学習は、日本の歴史上の主な事象について理解するという学習指導要領で定められた目標に即して実施されています。そのため、台湾を含めた諸外国については、教科書で扱っている日本の歴史と関わりが大きな事象を学習しております。

一方で、国際教育の観点からは、台湾を含めた世界の人々の生活や文化について学び、理解することは大切なことで、大使館や文化公館、大学に通う留学生や神田神保町という立地特性などの地域リソースを活用しながら、子どもたちの諸外国に対する興味・関心に基づいた主体的な学びの充実を図ってまいります。

自民	白川 司 議員	一般質問	2
質問要旨	○就学前教育の質の確保と拡充について ・0歳からの早期教育の重要性を位置付けた政策方針を子育て教育施策の中心に据える考えはあるか ・乳幼児の語彙環境を整える支援は行っているか。読み聞かせ、家庭での語り掛けなど体系的に強化すべきではないか ・非認知能力を育成するプログラムを積極的に支援する考えはあるか ・保育士や幼稚園教諭の専門性向上に向けた、研修制度拡充はどのように設計・実践されているか。今後の方針はあるか ・小学校とのカリキュラム接続は行われているか。まだあれば制度として確立し、保育と教育を連続的に支える取り組みを拡充する考えはあるか		
答弁者	子ども部長		

<子ども部長>

白川議員の就学前教育の現状と今後の方針についてのご質問にお答えします。

まず0歳からの早期教育の重要性を位置付けた政策方針についてですが、千代田区子育て・教育ビジョンにある7つの方向性の「全ての子どもに確かな学びを育む教育の推進」の中で掲げた、めざすべき姿として「就学前施設における乳幼児教育のより一層の充実を図ること」で子どもたちに生きる力の基礎が育まれるとしており、就学前教育を大変重視しております。さらに、就学前教育の重要性を鑑みて、「千代田区の子どもたちのための就学前プログラム」独自に策定し、区の保育・教育で大切にしたいことを共通認識で実践しているところでございます。

次に乳幼児の語彙環境整備の支援についてですが、幼稚園教育要領と保育所保育指針に掲げる、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」に「言葉による伝え合い」として、絵本や物語などに親しみながら豊かな言葉や表現を身に付けることを掲げております。日常の保育では絵本や紙芝居の読み聞かせ、演劇などで物語に親しむこと実践していますが、自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを育みながら、語彙力を体系的に強化していくための方策について引き続き研究してまいります。

次に非認知能力を育成する施策の支援についてですが、就学前プログラムでは、めざす子どもの姿の一つとして「心も体も元気に動く子ども」を掲げ、遊びや生活の中で、心と体を十分に働かせ、非認知能力等の生きる力を身に付けること、とされています。このため、就学前プログラムや地域子育て拠点での親子交流、保護者向け講座などを実施しているところです。また、東京都の「すくわく」事業を活用して専門家のアドバイスを受けたり、園同士が共同でプログラムを作成するなど、様々な方策による遊びを通じて非認知能力を養ってまいります。

次に保育士・幼稚園教諭の研修制度拡充についてですが、区では就学前プログラムに基づいて研修計画を策定し、職層や経験年数に応じた研修や、東京都教育委員会による専門性向上研修を活用するなど、計画的・継続的に職員の専門性向上を図っております。さらに、保育士が日常業務の中でも柔軟に視聴できる映像研修や、小学校との接続を円滑にするための保幼小合同研修、小学校区連絡会など本区独自の研修も実施し、区全体の保育の改善に努めています。今後はさらに研修内容や回数、対象者などを改善しながら研修を充実してまいります。

次に小学校へのカリキュラム接続についてですが、就学前プログラムの4つの取組に保幼小の円滑な接続・連携を掲げており、保幼小の子どもの交流機会の確保や職員同士の連携強化などを実践しております。また、幼児期から学齢期への円滑な移行のため、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムを通じて保育と教育の接続を図ってきました。今後は、より体系的かつ実効性・連続性を確保するため、国の方針に基づき「架け橋期のカリキュラム」を策定し、保育と教育を切れ目なく支える制度を確立してまいります。

自民	富山 あゆみ 議員	一般質問	3
質問要旨	○合理的配慮（調整）と障害理解促進について ・教職員が障害の特性や合理的配慮について学び、理解する機会を作ることについて、現在の取組と今後の展望		
答弁者	教育担当部長		

＜教育担当部長＞

富山議員の、教職員への理解促進についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、共生社会の実現を目指す上では、学校が個別の教育的ニーズのある子どもに対し、自立と社会参加を見据え、最も的確な指導を提供するために、教職員がインクルーシブ教育の意義や目的を理解することは重要であります。

そのため、教育委員会では、障害の特性に関する知識や、困難さを解消するための支援の在り方、合理的配慮についての実践的な学びなどの研修を実施しております。また、今年度は全教員を対象に、学習障害への理解と効果的な支援のヒントを得るためのオンデマンド研修を実施しました。

今後は、オンデマンド教材等を有効に活用し、教員がいつでも学びを振り返ることのできる研修体制を構築するとともに、管理職による特別支援教育に関する校内研修をすべての学校で実施することにより、学校全体の専門性向上を図ってまいります。

自民党	小林 たかや 議員	一般質問	7
質問要旨	○不登校児童・生徒への支援と居場所づくりについて ・不登校児童生徒の現状把握について ・SSRの現状と課題について ・はくちょう教室、フリースクール等との連携について ・VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）について ・居場所づくりの総合的考え方について ・総合的な対策強化について		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

小林議員の「不登校児童・生徒への支援と居場所づくり」についてお答えします。はじめに、本年度10月までの不登校者数は、小学校が18名、中学校及び中等教育学校前期課程が39名、中等教育学校後期課程で2名です。各施設等の利用状況等については、スペシャルサポートルームで、一時利用も含めて、各校毎日5名程度が、はくちょう教室は、現在の登録者数が24名で、毎日平均10名以上が利用しています。フリースクールは、15名が利用しており、バーチャル・ラーニング・プラットフォームは、毎日2名程度が利用しています。また、毎月の学校からの報告により、どの関係機関ともつながっていない児童・生徒はいないことを把握しております。

次に、スペシャルサポートルームについては、全校に設置して2年目となり、昨年度の課題等を踏まえ、概ね適切な運用が図られております。一方で、ニーズに応じた支援が十分でないという相談も寄せられており、さらなる運用改善を図ってまいります。また、認知度については、学校が児童・生徒や保護者に適切に説明し、認知されていると考えており、利用者ニーズについては、スクール・ライフ・サポーターや学校問題対策専門員が直接聞いております。

次に、はくちょう教室ですが、適切な人的配置及びスペースの活用ができており、利用者からも評価をいただいております。また、フリースクール等民間施設とは、施設代表者との連絡会を開催する中で、連携の方策を協議し、学校とフリースクールが、お互いに訪問し合い、情報を共有する機会がはじめております。

次に、バーチャル・ラーニング・プラットフォームは、不登校やその傾向のある児童・生徒へ、アカウントを付与するとともに、リーフレットの配布やホームページでの周知を図っております。一方で、児童・生徒の興味・関心が広がる空間となってい

ないことが課題であると認識しており、「楽しい空間」にできないか検討しているところです。さらに、保護者に対しても、説明会や体験会などの実施により、認知度を高めていきたいと考えております。また、不登校の児童・生徒へのオンライン授業への参加は、学校による働きかけにより、可能な限り各校で実施している状況です。

次に、居場所づくりの総合的な考え方ですが、区立中学校の図書室の利用時間を見直すとともに、区有施設を活用した中高生の居場所づくりを進めているところです。また、令和8年度に開設する新たな四番町図書館・児童館に中高生専用の学習ルームや専用スペースを設置するなど、居場所の拡充を図ってまいります。今後は、現在検討している子ども等向け情報発信及び意見募集手法を構築した上で、「子どもの居場所」に関する潜在ニーズを把握し、現状を分析しつつ、多様な居場所づくりに向けて取り組んでまいります。

最後に、総合的な対策強化ですが、教育大綱においては「多様なニーズへの対応」、子育て・教育ビジョンでは「子どもの多様なニーズに応じた教育環境・相談体制の整備」に位置付けて、不登校対策における様々な居場所の整備に努めているところです。そのため、複数拠点化が徐々に進んでおり、令和8年度に開設する不登校対応校内分教室により、さらに推進されていくものと考えております。今後、児童・生徒のニーズは多様化してくることも考慮し、現在の取組の強化を進めるとともに、議員ご指摘の地域の取組なども参考に、新たな対策の研究に努めてまいります。

発言通告書（総括表）

令和7年第4回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
1	小野議員 (次世代)	1, 今後のまちづくり、産業振興について 2, 安心して生み育てられる支え合いの地域社会の実現について 3, 子どもの成長過程に必要な施策について 4, 大規模災害に備える本区の取組みについて	<p>(1)エリマネの本格稼働を見据え、神保町・秋葉原の地域力を生かしたまちづくりをどのようにすすめるか。</p> <p>(2)地域を盛りあげ伝統文化などを継承人材流出の防止とあらたに参画する人材の確保についてまちづくり視点で検討を。</p> <p>(3)社会問題化する民泊には対応が必要と考えるが今後の取組みについてうかがう。</p> <p>(4)地縁団体、地縁によらない団体、企業、商店、ロケーションなどを生かした町のつながり強化と活性化の推進についてうかがう。特に、デジタル地域通貨へのご見解、地域活動への支援や助成のあり方など。</p> <p>(1)こども家庭センターの整備の進捗についてうかがう。</p> <p>(1)療育、検査実施のニーズの把握とマッチングを円滑にするための取組みについて見解をうかがう。</p> <p>(2)中高生の成長を考慮した居場所づくりの創設についてうかがう。</p> <p>(3)千代田区の地域特性を生かした独自の体験学習の取組みについて。</p> <p>(1)防災減災の啓発にイベントや各種取組みが展開されている。その効果や課題、連携についてうかがう。 (防災アプリの活用、命を繋ぐ食、被災時の健康管理、発災後の区の支援体制、地区内残留地区である本区ならではの啓発)</p>	区 教 育 長 長 関 係 理 事 者
2	池田議員 (自民党)	○令和8年度予算編成について	<ul style="list-style-type: none"> 選挙公約において最優先としていた「暮らしを守る物価高対策」についてこれまでの施策の評価と、次年度以降どのような取り組みを行っていくのか 物価の高騰は区民生活だけでなく、区政運営にも影響が出始めている。現状の認識と令和8年度以降の予算編成への影響について伺う 	区 教 育 長 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和7年第4回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
2	池田議員 (自民党)	○次世代育成への取り組み ○安全・安心な子育て環境への取り組み ○環境美化の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・親子 2 世帯や家族編成が変わらず住み替えの見通しがつかない世帯への住宅助成の拡充について ・町会活動に尽力している世帯が中心となり祭礼文化は継承される、いつまでも住み続けられる施策を ・町会員に依頼する国勢調査、請け負い切れず委託した範囲、調査漏れの地域や全体の経費等伺う ・区内大学との連携協力の充実に加え、3 歯科大学との連携など大規模災害時の協力基本協定の更新を求める <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブについて、小学校との連携、事業評価の実施等現状と課題 ・保育士のストレスチェックについて <ul style="list-style-type: none"> ・蓋つきごみ箱の設置条例へ向けた課題と進捗状況 ・さくらまつりなどの各種イベントでのごみの分別、スマートごみ箱の試行設置 ・ゼロ・ウェイスト千代田を宣言後の取り組み 	区 教 育 長 関 係 理 事 者
3	桜井議員 (自民)	○令和7年度をどのように分析し、これからの予算に反映させるのか ○現在、休館中の国立劇場について	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回定例会での決算審議を経て、区はこの1年をどのように分析し、これから予算に反映させるのか ○コロナ禍以降、人口推移は横ばい、今後の財政運営に影響しないか、区の見解を問う。 ○ふるさと納税『ホームタウンちよだ応援事業』の現状と課題は ○歳出の執行残に対しては区民への丁寧な説明が必要 ○国立劇場は千代田区民にとって長年親しまれてきた大切な文化芸術施設であり再開に向けて、国の責任で一刻も早く整備すべき。区としてこの機を逃さず確実な整備運用が叶うよう国へ要請をすべきではないか。 	区 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和7年第4回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
3	桜井議員 (自民)	○千代田区民体育大会について ○旧永田町小学校の解体更地化について ○食品ロス全国大会を主催した本区として今後、どのように区民や区内業者にアピールしていくか。	○炎天下での競技となってしまった今年の体育大会の反省を生かして、大きな事故が起きる前にしっかりと暑さ対策を講じるべきと思うがどうか。 ○まずは区として留保財産の定義や基準、考え方について庁内ではどのような議論をされてきたのか ○大臣賞を受賞された北九州市の実例に習って本区の食品ロスの対応について検証する。	区長 関係理事者
4	えごし議員 (公明)	高齢者、住宅確保要配慮者への住宅支援 子どもたちが楽しく、安全に遊べる公園整備 区内の小規模解体工事について	高齢者や住宅確保要配慮者にとって、引越などによる区内住居の確保は非常に困難となっている。区も様々な支援を行っているが、まだまだ進んでいない現状がある。区民が安心して住み続けられるよう、住宅確保への考えを伺う。 ・高齢者や住宅確保要配慮者の区内の住宅確保について、区の課題認識は? ・家主、オーナーが抱える、高齢者や孤独死などへの不安払しょくのための取組について ・ビルの空き室等からの住宅転用について ・こもれびなど高優賃への補助について ・家賃低廉化への支援について ・移動型遊具の活用について ・遊具の安全性について、安全確保への取組 ・遊具の遊び方、説明、注意事項など周知について ・80m ² 未満の小規模解体工事の把握について ・近隣とのトラブルへの対応について ・80m ² 未満の解体工事への届出について	区長 教육長 関係理事者

発言通告書（総括表）

令和7年第4回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
4	えごし議員 (公明)	HPVワクチンについて	<p>今後の接種率向上の取組について、区の考えを伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッチアップ接種の経過処置について ・本区の女子の定期接種件数、接種率の推移は？ ・対象者への周知、啓発について ・男子への接種について 	区長 教育長 関係理事者
5	のざわ議員 (維新)	1. Public Medical Hub (PMH) と DXへの区の取り組みについて 2. PMH と DXへの取り組みを支える組織体制・内部統制の強化について 3. 改革ロードマップと区民への進捗公開について	<p>(1)EBPM推進と医療DX(PMH)構築について (2)人的体制とベンダー品質担保について (3)公共サービスメッシュ・システム標準化への対応について (4)行政デジタル化と国への働きかけについて</p> <p>(1)内部統制とオーナーシップ醸成に関する組織改革について (2)公共サービスメッシュ・DX推進と業務再設計について (3)個人情報保護・住民理解・自治体負担への対応について (4)職務設計・マネジメント力強化・AI活用による働き方改革について</p>	区長 関係理事者

発言通告書（総括表）

令和7年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
1	永田議員 (自 民)	戦後80年と台湾との関係について	<p>高市総理による「台湾有事は我が国の存立危機事態になりうる」という答弁で日中関係が複雑化している。</p> <p>台湾は日清戦争後より50年間の日本統治によって発展したこともあり良好な関係が続いている。</p> <p>良き日本精神が残る台湾を通して我が国の戦後80年を振り返り、本区から日台友好推進を求めたい。</p>	区長 教育長 関係理事者
2	白川議員 (自 民)	<p>就学前教育についての区の現状と今後の方針を問う</p> <p>1 学術的根拠から考える就学前教育の重要さと、それを乳幼児保育等に生かす有用性について</p> <p>2 学術的根拠から考える幼児期における語彙教育の重要さと、区の乳幼児保育に生かす必要性について</p> <p>3 学術的根拠から考える遊び設計の重要さと、その応用プログラムの必要性について</p> <p>4 指導者研修の意義とプロ意識を植え付けること等の必要性について</p>	<p>(1) 0歳からの早期教育の重要性を明確に位置付けた政策方針を、今後の子育て・教育施策の中心に据える考えはあるか。</p> <p>(2) 0~3歳の語彙環境を整えるための支援は行っているか。読み聞かせ支援、家庭での語りかけのガイド、絵本配布、親向け講座などを体系的に強化すべきではないか。</p> <p>(3) 遊びを通じて非認知能力を育成する保育プログラムを、区内の保育園・こども園で体系化し、区として積極的に支援する考えはあるか。</p> <p>(4) 保育士・幼稚園教諭の専門性向上に向け、区独自の研修制度拡充はどのように設計され、実践されているか。今後の方針はあるか。</p>	区長 教育長 関係理事者

発言通告書（総括表）

令和7年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
2	白川議員 (自 民)	5 「小1プロブレム」と 「就学前教育（保育）→初等教育」への教育トランジション の整合的整備について	(5) 小学校とのカリキュラム接続は現在、行われているか。もしまだであれば、正式な制度として確立し、保育と教育を連続的に支える取り組みを拡充する考えはあるか。	区長 教育長 関係理事者
3	富山議員 (自 民)	インクルーシブ社会の実現に 向けて 歯科口腔保健の推進	障害理解の促進のための区の取り組み、必要性の認識は 教員、区職員、区民への合理的配慮(調整) & 障害理解促進の取り組みについて 区民歯科健診、そのデジタル化の取り組み 国の Public Medical Hub(PMH)との連携について	区長 教育長 関係理事者
4	米田議員 (公 明)	今後の行財政運営について フレイル・認知症施策について 猛暑・熱中症対策について	令和7年5月31日の基金現在高は1, 234億円余で前年度比43億円余増となっている。今後、教育・福祉施設等の大規模改修が見込まれる中、特定目的基金の活用見通しを明示し、計画的に活用・積立てを行う必要があると考える。 については、本区の特定目的基金の活用見通しと運用方針について伺う。 ・基金の運用についての基本的な考え方及び運用実績についての成果と課題。今後どのように運用していくのか。新たな活用方法は。 本区はこれまで、フレイル予防及び認知症予防に取り組んできた。については、これまでの取組の成果と課題、並びに今後の施策展開について伺う。 ・シニア向け英会話講座について 本年夏季は記録的な猛暑となった。については、千代田区として実施した猛暑対策の内容、その成果、並びに今後の取組について伺う。 ・使い捨てプラスチック、とりわけペットボトル削減の観点から、また熱中症対策としても有効であるマイボトル対応型給水機を、本庁舎だけでなく、学校及び区有施設に設置し活用してはどうか。本区の方針と見解を伺う。	区長 教育長 関係理事者

発言通告書（総括表）

令和7年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
5	小枝議員 (声)	1, 公募型設計者プロポーザルによる開かれた公共施設づくりについて 2, 官製談合事件に関するいくつかの確認	<p>空間が過密な都心に公共施設を建てる際、広大な土地を有する地域に比べ、様々な調整を行う担当者の苦労は計り知れない。一方で、皇居周辺の潤沢な歴史と文化を有する千代田区の持てる価値を実感しながら仕事ができる楽しさは、実は大きい。</p> <p>先日学校建替えの説明会に参加し、はるかに進化している住民対話の現場を目の当たりにした。</p> <p>そこで、住民とのコミュニケーションがより豊かに進められ、機能性、デザイン性、居心地の良さ、環境・防災の視点など取り入れた公共施設づくりを進めるために、基本計画の段階から建築家に参画いただく手法、公募型設計プロポーザルのメリットは大きいのではないか。環境配慮やDXも提案により整理される。</p> <p>建築費高騰の「向かい風」の中、地域に寄り添う設計者を選定し、参加型で開かれた協議ができるよう、仕組みを整えてはどうか。</p> <p>1) 専門家会議からの専門的助言。 2) 専門家会議でのヒアリング日程。 3) 職務に関する法律相談の行政側参加者。 4) 官製談合による損失の算定。 5) 元部長への退職金返納命令には「上司からの指示命令」と記載し、これを報じた新聞報道は誤報と区のHPに記載がある。返納命令の裏面の記載は間違っていたのか。</p>	区 関係 理事者 長
6	おのでら議員 (次世代)	成人を対象とした歯科保健の推進 子どもを対象とした歯科保健の推進	<p>・区民歯科健診は19歳以上を対象とし、健診により異常が見つかる割合は高いが、受診率は低く推移している。</p> <p>区民歯科健診の課題認識、受診率向上の方策や歯科口腔保健推進、歯周疾患予防への取り組みを伺う。</p> <p>・歯科矯正の目的は歯並び、かみ合わせの改善にある。子どものうちに行うことで、虫歯や歯周病の防止につながるほか、咀嚼・発音・呼吸の改善や脳の健やかな発育にもつながり、QOL(生活の質)を向上させる。</p> <p>令和6年度保険診療報酬の改定により歯科矯正相談に保険適用が可能となり、国としても矯正治療を後押しする流れとなっているが、依然高額な費用がかかる。</p>	区 教 育 長 区 関 係 理 事 者 長

発言通告書（総括表）

令和7年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
6	おのでら議員 (次世代)		<ul style="list-style-type: none"> ・体育や部活等スポーツ中の衝突や転倒等による外傷のうち歯に関する障害件数が多い。マウスガードの装着により外傷の予防ができ、装着の義務付けや推奨がされている競技もあるが、作製は自費診療となる。 千代田区では歯科保健を推進しているが、子どもの矯正やマウスガード作製に対して支援は行えないか。見解を伺う。 	区長 教 育 長 関 係 理 事 者
7	小林議員 (自民党)	1. 映像撮影・アニメ聖地巡礼に伴う地域トラブル防止と、行政連携およびDXを活用した住民対応体制の確立について 2. 不登校児童・生徒への支援と居場所づくり	1-1. 映像撮影『爆弾』に伴う地域トラブルと、行政・警察・制作会社の対応経過について 1-2. 区役所内の連携不足と、DXを活用したワンストップ対応の実現について 1-3. アニメ・漫画・映画作品による「聖地巡礼」への区の対応方針と、地域活性化と生活環境保全の両立について 1-4. 地域に還元する仕組みづくりと、区としてのプロモーション戦略の構築について 1-5. 住民が安心できる地域環境の確保と、行政に対する信頼回復について 2-1. 不登校児童・生徒の現状把握について 2-2. 校内教育支援センター(S S R)の現状と課題について 2-3. 学校外の居場所(はくちょう教室・フリースクール・V L P)との連携について 2-4. 今後の施策強化と方針について	区長 教 育 長 関 係 理 事 者
8	田中議員 (国 民)	地方公共団体情報システム標準化等について 千代田区DX戦略による行政手続き等の利便性や職員の生産性向上の取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹業務システムの標準化の進捗について ・ガバメントクラウド移行も含めた区を取り巻くサイバーセキュリティの確保について ・オンライン手続きの拡充について ・生成AI等の効果的な活用における現状と展望 	関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和7年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
9	牛尾議員 (共産党)	◇区政アンケートに寄せられた区民の声にもとづき、質問をおこなう ◇旧永田町小学校解体について	① 物価高騰からくらしをまもるために ・消費税減税を国に求めよ ・生活保護の住宅扶助引上げについて ・区独自の支援策を求める ・家賃や管理費の値上げへの支援と公共住宅の増設を求める ② 「社会保険料の軽減を」の声に応えて ・国保料の負担軽減策を求める ③ 地球温暖化の不安に応えて ・日比谷公園整備について問う ① 解体の計画はいったん白紙に	区 教 育 長 関 係 理 事 者
10	入山議員 (次世代)	地域経済における商店、商店街の活性化に向けた支援について 公園・児童遊園等整備方針について 神田地域周辺の街づくりについて	地域経済における商店・商店街コミュニティーの支援と町会との連携について 地域通貨、キャッシュレス等の経済対策の実情と課題について伺う 令和7年3月に改定した『千代田区公園づくり基本方針』がグッドデザイン賞2025を受賞し評価されました。 本方針に基づく公園・児童遊園等の整備や保守管理、利用方法について伺う 特に神田橋公園・飯田橋こどもの広場の今後の整備や予定について 神田地域の街づくりの中で神田駅東口・西口のそれぞれの街に課題があり、連携したまちづくりが必要と考えますが、区として神田駅周辺のまちづくりの検討状況と今後の方向性について伺う	区 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和7年第4回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を求める者
11	はやお議員 (自民党)	<p>1. 再開発の進展と住宅価格高騰の相関 ～誰のためのまちづくりになっているのか～</p> <p>2. 転売規制の要請とその実効性 ～マンションは“住み人”的手に届くのか～</p> <p>3. 住宅政策における子育て・定住支援の連動化 ～子育て世帯が流出しないまちへ～</p>	<p>千代田区におけるマンション価格の異常な高騰（中古価格10年で103.3%上昇など）は、区民の居住安定を脅かす喫緊の課題である。この高騰は、①再開発に伴う容積率インセンティブ（行政の決定責任）、②外国人等による投機的購入、③建築費・人件費の高騰に加え、④低金利政策の継続と住宅ローン減税、⑤都心ブランド力による国内富裕層の資金集中という、複数の構造的な要因によって引き起こされている。特に、①の容積インセンティブは区の都市計画決定が直接生み出した原因であり、区は投機的取引の抑制に留まらず、この根本原因に対する責任を果たす必要がある。</p> <p>(1)上記①～⑤の構造的な高騰要因に対する認識を改めて区長に問う。</p> <p>(2)再開発により価格が上昇する中で、実際に住む人の負担を軽くする仕組みをつくる考えはあるか。</p> <p>区が不動産協会に要請した「転売を防ぐ特約」や「同じ人が複数の住戸を買うことの禁止」といったルールづくりは、投機目的の購入を防ぐ重要な取組みとして一定の評価をする。しかし、現在の対象は「再開発による新築マンション」に限られており、実際に効果を上げられるかどうかは、事業者がどれだけ対応するかにかかっている。</p> <p>(3)区はこの要請が本当に機能しているのか、どのようにチェックするのか。必要に応じ見直しをするのか。</p> <p>(4)再開発の協議の段階で「投機を抑え、実際に住む人を増やす」ことを条件の一つにしていくべきではないか。</p> <p>住宅費の高さを原因とする子育て世帯・若年層の区外への転出がみられている。区には、大規模政策に傾倒せず、区だからこそできる“等身大の住宅支援”を進めることが求められるのでは。</p> <p>例えば区内在住・在勤者への優先販売枠の設定、再開発ビル内に保育所併設や比較的手頃な家賃の賃貸住宅を組み込む、東京都が進める「アフォーダブル住宅」（手頃な家賃で住める住宅）と区の住宅支援を連動させる仕組みなど、住宅政策を再開発と切り離さず「子育て支援」「定住支援」と一体で考えることが必要。</p> <p>(5)区長は、住宅政策を“まちの居住支援・子育て支援”として再定義する考えはあるか。</p> <p>(6)国・都・区の役割分担を踏まえ、区として優良な住宅ストックの調査や、東京都のアフォーダブル住宅制度を活用した次世代の住宅支援をどのように進めていく考えか。</p>	区 教 育 長 関 係 理 事 者

教育委員会
令和7年12月9日
指導課

千代田区立学校

不登校対応校内分教室（仮称）ガイドライン

令和8年4月1日
千代田区教育委員会

目次

第1章 千代田区「不登校対応校内分教室」の設置	P2
設置にあたっての基本事項	
第2章 千代田区「不登校対応校内分教室」の運営	P4
1 入級手順	
2 体験入級	
3 入退級審査	
4 入級審査	
5 退級審査	
第3章 千代田区「不登校対応校内分教室」の教育活動	P7
1 教育課程	
2 授業内容	
第4章 千代田区「不登校対応校内分教室」の設置校の取組	P9
1 校内体制の強化	
2 個々の不登校及び保護者への支援	
3 不登校対応校内分教室配置教員連絡会及び東京都市不登校対策担当主催研修会の参加	
第5章 千代田区「不登校対応校内分教室」の登校状況の報告	P10
不登校対応校内分教室登校状況についての報告	
第6章 千代田区「不登校対応校内分教室」の安全管理	P10
安全管理及び緊急時対応	

第1章 千代田区「不登校対応校内分教室」の設置

I 設置にあたっての基本事項

(1) 目的

千代田区立中学校において、不登校生徒を対象とし、教職員定数配当基準に基づいた不登校対応校内分教室を設置し、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努める教育課程を編成し、この実態に応じた指導・支援を行い、下記①～③を実現する。

①不登校生徒の登校日数の増加

不登校対応校内分教室に在籍する生徒の登校する日数が、通常学級に在籍して頃と比較して増加するようになる。

②学習内容の定着

生徒一人一人の学習状況に応じて、学習内容はもちろんのこと、個別学習やグループ学習等、学習形態について柔軟に対応することで不登校対応校内分教室に在籍する生徒が確実に学習内容を定着することができるようになる。

③学校内外の機関等や教職員による相談・指導等を受けていない生徒の解消

不登校対応校内分教室に在籍する生徒を含む、設置校全体の不登校生徒が専門機関等や教職員と関わることができるようにし、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の都調査4(1)イ～オの合計数である「学校内外の機関等や教職員による相談・指導等を当該年度中に1度も受けていない生徒数」の数値を0にする。

参考:都調査における4(1)イ～オ

イ 保護者が相談・指導等を必要と考えておらず、学校内外の機関等につなぐことができない。

ウ 保護者から情報を得られず、学校内外の機関等で相談・指導等を受けているか不明である。

エ 本人の所在が確認できない。(保護者が説明する本人の所在が確認できない状況を含む)

オ その他(学校内外の機関等で相談・指導等を受けておらず、イからエまでに当てはまる回答がない)

(2) 設置場所

原則として、令和7年8月末日時点で、令和7年度に30日以上欠席している生徒数が10人以上の千代田区立学校とする。不登校対応校内分教室は、設置校の校内に設置する。学年ごとに1教室、合計3教室確保することが望ましいが、難しい場合には1教室をパーテーションで分割するなどして対応する。また、在籍生徒の実態に応じ、心理的負担を軽減するため、できる限り設置校の他の生徒と会わずに登下校や教室移動等ができるよう、出入り口や移動経路等を工夫する。

(3) 名称

不登校対応校内分教室

※クラス名については、教育委員会が設置校と協議した上で決定する。

(4) 指導者

- 教職員定数配当基準に基づき、配置校の学校規模により、4～6人の教員が東京都から不登校対応校内分教室に配置される。進路実現を想定した学習指導や授業時数等を鑑み、国語・社会・数学・理科・外國語を専門とする教員の配置を行うなど、設置校内で授業担当者を調整する。
- 配置教員は、不登校対応に係る学校の組織体制を強化することを目的として特定の単元などをTTにより指導

- することができる。不登校対応校内分教室以外の通常の学級の授業を単独で担当することはできない。
- 配置された全教員は、担当する教科以外の全ての授業においても、T2、T3などの役割で個別支援等を行う。
 - 特段の安全配慮が求められる教科や不登校対応校内分教室配置の教員で担当することが難しい教科については、通常の学級の担当教員（講師含む）が、日常的に乗り入れ指導を行うことができるような体制を構築する。
 - 不登校対応校内分教室の担当教員の担当期間は、通常のクラスと不登校対応校内分教室の交流が円滑に進むように概ね1～2年を期間とし、定期的な配置換えを行う。
 - 不登校対応校内分教室担当教員の校務分掌においては、主に不登校や生活指導に関わる業務を充てるとともに、通常の学級の担当の教員と同様に扱われるようすること。

(5) 教育内容

不登校対応校内分教室の設置校の教育課程に基づき、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるゆとりある生活時程、時間割を編制の中で実施する。

(6) 学級規模

第1学年から第3学年に1学級ずつ設置し、各学年3名程度、合計10人程度

(7) 対象者

不登校対応校内分教室の対象者は、設置校が所在している地区の公立中学校等に在籍する生徒（次年度設置校に入学予定の児童を含む。以下同じ。）のうち、次の①、②のいずれかに該当するものとする。ただし、不登校の原因が、本人の問題行動等にあると認められる場合には、この限りではない。

- ①年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）
- ②断続的な不登校又は不登校の傾向が見られる者

第2章 千代田区「不登校対応校内分教室」の運営

I 入級手順

不登校対応校内分教室には、下表の手順で入級する。

新1年生

	時期	入級の流れ
1	11月6日(木)	教育委員会(指導課)は第1回保護者説明会を開催します。
2	11月12日(水) 〆切	保護者は在籍校に入級希望を伝え、校長と面談します。 保護者は「令和8年度入学区立中学校選択について」を教育委員会(学務課)に提出します。 保護者は不登校対応校内分教室入級申請書(入級様式1)を教育委員会(指導課)に提出します。
3	12月18日(木)	教育委員会(指導課)は第2回保護者説明会を開催します。
4	1月上旬	教育委員会(指導課)は入級審査を実施します。
5	1月下旬	教育委員会(指導課)は入級決定通知(入級様式2)を保護者に送付します。 教育委員会(学務課)は入学通知を保護者に送付します。
6	2月24日(火)	神田一橋中学校入級者向け保護者会説明会を開催します。
7	4月	不登校対応校内分教室に入級します。

神田一橋中学校在籍の新2・3年生

	時期	入級の流れ
1	11月6日(木)	教育委員会(指導課)は第1回保護者説明会を開催します。
2	12月18日(木)	教育委員会(指導課)は第2回保護者説明会を開催します。
3	12月下旬まで	保護者は神田一橋中学校に入級希望を伝え、校長と面談します。 保護者は不登校対応校内分教室入級申請書(入級様式1)を教育委員会(指導課)に提出します。
4	1月上旬	教育委員会(指導課)は入級審査を実施します。
5	1月下旬	教育委員会(指導課)は入級決定通知(入級様式2)を保護者に送付します。
6	2月24日(火)	神田一橋中学校入級者向け保護者会説明会を開催します。
7	4月	不登校対応校内分教室に入級します。

神田一橋中学校以外の中学校に在籍の新2・3年生

	時期	入級の流れ
1	11月6日(木)	教育委員会(指導課)は第1回保護者説明会を開催します。
2	12月18日(木)	教育委員会(指導課)は第2回保護者説明会を開催します。
3	4月上旬	保護者は在籍校に体験入級希望を伝え、校長と面談します。 保護者は不登校対応校内分教室体験入級申請書(入級様式1)を教育委員会(指導課)に提出します。
4	4月下旬	当該生徒は神田一橋中学校 不登校対応校内分教室の見学及び体験入級を約2週間行います。
5	5月上旬	不登校対応校内分教室に入級希望の場合、保護者は在籍校に入級希望を伝え、校長と面談します。 保護者は不登校対応校内分教室入級申請書を教育委員会(指導課)に提出します。
6	5月中旬	教育委員会(指導課)は入級審査を実施します。
7	5月下旬	教育委員会(指導課)は入級決定通知(入級様式2)を保護者に送付します。 教育委員会(学務課)、在籍校及び神田一橋中学校は通常通りの転出入の手続きを行います。
8	6月上旬	不登校対応校内分教室に入級します。

※上記の時期は6月上旬に入級する場合の目安の時期であり、入級申請書の提出時期によって前後することもある。

2 体験入級

神田一橋中学校以外の中学校に在籍する保護者から入級申請書の提出があった場合も体験入級については以下を参考に実施する。

(1) 体験入級期間は2週間程度とする。各日最低1時限以上行うこととし、日程については連続する必要はない。ただし、設置校長の判断により、変更することができる。

(2) 体験入級中の出欠席の取扱いについては、在籍校長が判断をすることとするが、出席停止等の扱いをするなどの配慮を行う。

3 入退級審査会

不登校対応校内分教室への入退級等に関する適正な審査を行うため、不登校対応校内分教室入退級審査会（以下「審査会」という。）を置き、学期に1回以上、年間5回以上の回数を設定し、以下を参考に実施する。

(1) 審査会は、次に掲げる事項に関する審議を行う。

ア 不登校対応校内分教室への入級又は不登校対応校内分教室からの退級に関すること。

イ その他、千代田区教育委員会が審査会において審議する必要があると認めること。

(2) 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア 設置校長

イ 千代田区教育委員会事務局子ども部学務課長・指導課長・統括指導主事・指導主事

ウ 千代田区教育委員会事務局職員

エ 不登校対応校内分教室の学級担任

オ 在籍校の生活指導主任

カ 本区の不登校対応巡回教員

※必要に応じて上記以外の者を構成員として追加することができる。

(3) 審査会に委員長を置き、委員長は設置校長をもって充てる。

(4) 委員長は、審査会を統括する。

(5) 教育委員会は、必要に応じて、不登校対応校内分教室へ入級を希望する児童・生徒が在籍する学校の校長、担任等の審査会への出席を求めることができる。

(6) 審査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

4 入級審査

入級にあたり、次の(1)～(4)を条件とする。

(1) 体験期間中、オンライン対応も含めおおよそ6割以上参加していること。ここでいう「参加」とは、1日のうち1時限でも参加できた場合とする。

(2) 生徒、保護者ともに不登校対応校内分教室に入級することを同意していること。

(3) 生徒が通学に対して意欲的であり、学習に取り組むことができること。

- (4) 原則、自力で通学が可能なこと。(通学方法は、設置校長が定める) なお、特別な支援を必要とする生徒は、不登校対応校内分教室において自立活動等の特別な支援が十分に受けられないことを保護者が了承した上で、審査会にて認められた場合は入級できるものとする。
- (5) 令和8年度は不登校対応校内分教室の新規設置のため、4月入級は神田一橋中学校に入学する新一年生及び神田一橋中学校に現在、在籍している新2・3年生とする。令和9年度の4月入級対象者については令和8年度内に設置校長と教育委員会で協議して決定する。
- (6) 原則、入級した際は特別な場合を除いて卒業まで本学級に在籍する。

6 退級審査

不登校対応校内分教室からは、以下の手順で退級する。

- (1) 保護者は、設置校長に退級希望を伝え、面談する。
- (2) 保護者は、不登校対応校内分教室退級届(退級様式1)を設置校長に提出し、設置校長は、保護者から提出された校内別室学級退級届を区市町村教育委員会に送付し、報告する。
- (3) 区市町村教育委員会は、審査会を開催する。
- (4) 区市町村教育委員会は、不登校対応校内分教室退級決定通知書(退級様式2)を保護者に送付する。
- (5) 設置校以外の学区域に居住している生徒については、設置校及び旧在籍校(又は転出先の学校)が通常どおりの転出入の処理を行う。

7 退級審査後に復帰する学級

退級審査会において、当該生徒本人の意向及び当該生徒のこれまでの不登校になった経緯や現状、今後の生活を総合的に判断し、復帰する学級を決定する。

第3章 千代田区「不登校対応校内分教室」の教育活動

Ⅰ 教育課程

不登校対応校内分教室に通う生徒の学籍は不登校対応校内分教室に置くとともに、不登校対応校内分教室は、通常の学級として扱う。指導においては、設置校の教育課程（総授業時数 1015 時間）に基づき、不登校生徒一人一人の実態に応じた支援を行うため、以下の配慮を行うことが考えられる。

- (1) 不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるゆとりある生活時程を実現し、不登校生徒の実態に応じた支援を行うよう配慮する。不登校対応校内分教室は、時間割を作成し、授業を計画的に実施する。生活時程、時間割は下表を参考例として設置校で定める。

		不登校対応校内分教室				
	時程	月	火	水	木	金
登校	~9:30	★	★	★	★	★
学活	9:35~9:45	★	★	★	★	★
1校時	9:50~10:40	○	○	○	○	○
2校時	10:50~11:40	○	○	○	○	○
3校時	11:50~12:40	○	○	○	○	○
給食	12:50~13:10	★	★	★	★	★
昼休み	13:10~13:30	★	★	★	★	★
4校時	13:35~14:25	○	○	○	○	○
学活	14:30~14:40	★	★	★	★	★
下校	14:45~	★	★	★	★	★

○→授業 ★→授業以外の時間

【目指す教育活動】

- ◆生徒の登校や学習意欲を高めるために、音楽、美術、保健体育、技術・家庭等の学習においてゲストティーチャーを招聘し、体験的な活動を多く取り入れていく。
- ◆登校が難しい場合は、オンライン会議システムを活用して授業に参加できるようにする。
- ◆「個人学習スペース」「協働学習スペース」「リフレッシュスペース」を設置する等「学びの選択」「活動の選択」ができるようにする。

- (2) 在籍は不登校対応校内分教室になるが、不登校対応校内分教室の生徒は不登校対応校内分教室以外の通常の学級（同学年における任意の一学級）の名簿にも記載し、交流学級として設定する。不登校対応校内分教室の生徒が希望する場合は、交流学級の授業を受けることができる。

※名簿の記載については保護者及び本人の意向に沿う。なお、名簿に記載せずとも交流学級は設定する。

- (3) 同学年における不登校対応校内分教室以外の通常学級の学校行事、部活動についても生徒及び保護者の要望があれば設置校長の判断により参加できる。

- (4) 不登校対応校内分教室では、1学年ごとに授業を行うことを基本とするが、設置校長の判断により、複数学年合同の授業を行うことができる。

- (5) 不登校対応校内分教室では、年度当初（又は入級当初）に生徒及び保護者と面談し、個別の支援計画（個別様式1及び2）を作成する。

※個別支援計画は少なくとも年3回（学期ごと）見直しを行い、生徒の実態や必要に応じて修正する。

（6）オンライン対応を含め6割程度（東京都：令和8年度 チャレンジクラスに係るガイドラインの基準）の出席が困難であった生徒については、改めて引き続き次年度、不登校対応校内分教室の入級を継続するか面談を行い、生徒の実態に即した学びの場の保障をしていくこととする。

2 授業内容

不登校対応校内分教室における授業内容については以下の（1）（2）のいずれかを行う。

（1）設置校の年間指導計画に準じた学習を行う。

（2）学年にとらわれず、生徒の学習状況に応じ、習熟度別学習や複数学年合同での授業を行う。

※学習形態については、個別学習やグループ学習等柔軟に対応する。

（3）生徒の実態に応じてオンラインにて授業に参加することができる。なお、その場合は出席扱いとする。

3 評価・評定について

学習指導要領を踏まえて作成された設置校の教育課程に基づき指導と評価を行います。また、成績一覧表には不登校対応校内分教室以外の通常の学級の生徒と同様に記載します。

第4章 千代田区「不登校対応校内分教室」の設置校の取組

設置校は、不登校対応校内分教室の目的を達成するため、以下の取組を行う。

1 校内体制の強化

(1) 不登校生徒の情報収集及び校内で統一した対応

不登校生徒について、不登校対応校内分教室配置教員を含む学級担任・教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー（以下、「SC」という。）及びスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）、在籍していた小学校の担任等から、アセスメントに必要な情報（欠席等の状況、不登校生徒の様子、友人関係、家庭状況、これまでの支援内容等）を収集し、不登校生徒への対応について校内で統一した方針で行う。

(2) 支援会議の企画、運営等

支援会議に不登校対応校内分教室配置教員も参加し、不登校対応校内分教室の取組を全教職員に周知し、校内における協力体制を構築する。

(3) 校内研修の企画、運営等

不登校についての理解を深め、不登校生徒への適切な対応を行うため、不登校対応校内分教室配置教員等を活用した校内研修の企画・調整及び運営を行う。

(4) 不登校対応校内分教室の取組についての自地区内への普及・啓発

不登校対応校内分教室のよさ等について、区市町村教育委員会と連携しながら自地区内の中学校の児童・生徒、保護者及び教員に周知する。また、設置校内外の不登校児童・生徒が、不登校対応校内分教室への入級を検討できるよう、不登校対応校内分教室の取組や入級の手順についても周知する。

2 個々の不登校生徒及び保護者への支援

(1) 不登校生徒や保護者への対応の強化

関係機関等と連携し、不登校生徒への電話連絡や家庭訪問、保護者との面談等、不登校生徒への対応の強化を図る。

(2) SC,SSW や関係機関等との連携

必要に応じて、不登校生徒やその保護者がSCに相談するための場を設定する。家庭への支援が必要な場合は、SSW等と連携し、保護者に関係機関を紹介する。

(3) 設置校は、保護者への学級運営等の理解促進のため年間3回（学期に1回）の保護者会を実施する。

3 不登校対応校内分教室配置教員連絡会及び東京都不登校対策担当主催研修会の参加

(1) 不登校対応校内分教室配置教員連絡会で得た内容を設置校に還元

不登校対応校内分教室配置教員は、毎月の不登校対応校内分教室配置教員連絡会に参加し、他地区の成果や課題等を知るとともに、効果的な取組については、設置校における取組に還元する。

(2) 東京都不登校対策担当主催研修会等の内容を生かした設置校の取組を充実

不登校対応校内分教室配置教員は、学びの多様化学校、不登校対応校内分教室設置校、不登校対応巡回教員担当校、教育支援センター、フリースクール等協議会等に参加し、設置校の全教職員に研修成果を還元

する。

第5章 千代田区「不登校対応校内分教室」の登校状況の報告

設置校は、毎月 10 日までに以下の内容について千代田区教育委員会へ報告する（個別様式3）。

- ①出席状況
- ②学習について
- ③生活について
- ④その他（保護者からの連絡事項や本人からの訴え等）

第6章 千代田区「不登校対応校内分教室」の安全管理

Ⅰ 安全管理及び緊急時対応

- (1) 登下校及び校内移動時における安全確保については、設置校の危機管理マニュアルに準じ、不登校対応校内分教室独自の安全確認体制を整備する。
- (2) 少人数での活動時や特別教室での授業の際には、複数の教職員で安全確認を行う。
- (3) 緊急時（災害・不審者・体調不良等）の対応については、保護者への即時連絡体制を構築し、教育委員会と共有する。

九段中等教育学校における土曜日授業等のあり方検討について

九段中等教育学校は、令和8年度から週5日制(土曜日授業廃止等)の実施に向けた検討を進めている。現在までの検討状況等について、下記のとおり報告する。

記

1 目的

①生徒の安全・健康と活用時間の確保 ②学校教育法の順守 ③教職員の働き方改革を実現するため。公教育における週5日制は、学校教育法施行規則に基づき2002年度から「完全学校週5日制」として全国的に実施されており、本校においても教育の質を維持しながら、生徒の健全な発達を促す環境づくりをめざし週5日制を実施する。

2 主な検討内容

①土曜日の授業を平日7限目に割振り、1日の授業を45分7時間とし、年間及び週当たりの授業時間を確保しながら、週5日制とする方法。
②部活動、委員会活動等の時間についての見直し。

3 周知

令和7年4月12,19日 各学年の保護者会において、学校長より令和8年度から週5日制の実施に向けた検討について報告 ※1学年は11月29日

7月19日 校務システム「ツムギノ」で保護者あて検討状況の通知を配信
※ご意見やご質問は、副校长が問合せ対応する旨を明記

10月6日 後期始業式において、学校長より全生徒に対して、令和8年度より週5日制を実施予定であることを告知するとともに、その旨を保護者あて「ツムギノ」で配信
※ご意見やご質問は、副校长が問合せ対応する旨を明記

10月31日 第2回学校経営評議会で「土曜授業等のあり方検討について」報告

4 今後のスケジュール

・12月24日年内の授業終了日に、令和8年度から週5日制の実施内容について、生徒へ全校集会で説明するとともに、16時より体育館において保護者説明会の開催を予定。

土曜日授業等のあり方検討について

九段中等教育学校は、令和8年度から週5日制(土曜日授業廃止等)の実施に向けた検討を進めている。現在までの検討状況等について、下記のとおり報告する。

記

1 目的

①生徒の安全・健康と活用時間の確保 ②学校教育法の順守 ③教職員の働き方改革を実現するため。公教育における週5日制は、学校教育法施行規則に基づき2002年度から「完全学校週5日制」として全国的に実施されてきており、本校においても教育の質を維持しながら、生徒の健全な発達を促す環境づくりをめざし週5日制を実施する。

2 主な検討内容

①土曜日の授業を平日7限目に割振り、1日の授業を45分7時間とし、年間及び週当たりの授業時間を確保しながら、週5日制とする方法。
②部活動、委員会活動等の時間についての見直し。

3 周知

令和7年4月12,19日 各学年の保護者会において、学校長より令和8年度から週5日制の実施に向けた検討について報告 ※1学年は11月29日

7月19日 校務システム「ツムギノ」で保護者あて検討状況の通知を配信
※ご意見やご質問は、副校长が問合せ対応する旨を明記

10月6日 後期始業式において、学校長より全生徒に対して、令和8年度より週5日制を実施予定であることを告知するとともに、その旨を保護者あて「ツムギノ」で配信
※ご意見やご質問は、副校长が問合せ対応する旨を明記

10月31日 第2回学校経営評議会で「土曜授業等のあり方検討について」報告

4 今後のスケジュール

・12月24日年内の授業終了日に、令和8年度から週5日制の実施内容について、生徒へ全校集会で説明するとともに、16時より体育館において保護者説明会の開催を予定。

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年12月9日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行 事 (事 業 名)	場所等	出席者等
12	9	火	15:00～	教育委員会定例会 展覧会（13日(土)まで）	教育委員会室 和泉小学校	教育委員出席
12	10	水				
12	11	木		こども会 展覧会（13日(土)まで）	お茶の水幼稚園 千代田幼稚園、千代田小学校	
12	12	金				
12	13	土		こども会	麹町幼、九段幼、番町幼、お茶幼、昌平幼、いずみこ、ふじみこ	
12	14	日				
12	15	月				
12	16	火				
12	17	水				
12	18	木				
12	19	金		指導課訪問	和泉小学校	
12	20	土				
12	21	日				
12	22	月				
12	23	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
12	24	水				
12	25	木				
12	26	金				
12	27	土				
12	28	日				
12	29	月				
12	30	火				

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年12月9日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行 事 (事 業 名)	場所等	出席者等
12	31	水				
1	1	木				
1	2	金				
1	3	土				
1	4	日				
1	5	月				
1	6	火				
1	7	水				
1	8	木				
1	9	金				
1	10	土				
1	11	日				
1	12	月				
1	13	火				
1	14	水				
1	15	木		裁量型移動教室（スキー教室・神田一橋中学校）～17日	長野県上田市菅平高原	
1	16	金				
1	17	土				
1	18	日				
1	19	月				
1	20	火				
1	21	水				

「広報千代田」
12月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

14件

課	件 名	事 業 の 概 略	と き	会場	主催者 区以外が主催の とき
			開催日・ 開催期間		
1 子ども総務課	教育ローン利子補給金申請受付を開始します	令和7年分に対象者が支払った教育ローンに係る経費のうち、利子相当分の補給開始について、周知する。	令和8年1月7日 (水)～2月27日 (金)		
2 文化振興課	外濠あすべひ会・新春寄	古典落語と新春を寿ぐ芸の鑑賞	1月21日(水)18時～20時(受け付け17時30分～)	TKPスター貸会議室 市ヶ谷	外濠あすべひ会
3 文化振興課	魅力発見！千代田ミューズ&パークシールラリー	千代田ミュージアムネットワーク参加館の一部と、皇居外苑・北の丸公園等をめぐるシールラリー	開催中～ 令和8年2月1日 (日)	千代田区内 参加施設	
4 文化振興課	人はお菓子に夢を見る	これまでに流行したお菓子の背景や、お菓子を通して被災地支援について、名店「ブルーミッシュ」の創業者から学ぶ。	2月4日(水) 19時00分～20時30分	日比谷図書文化コンベンションホール (大ホール)	日比谷図書文化館
5 文化振興課	千代田ミュージアムネットワーク連携企画 展覧会への入口講座Vol.47ここがおもしろい！大西茂の「超数学的芸術」	数学・写真・墨象を越境する独自の表現で1950-1970年代にかけて国際的に活躍した大西茂。大西芸術のおもしろさを解説する。	2月6日(金) 15時00分～16時30分	日比谷図書文化コンベンションホール (大ホール)	日比谷図書文化館
6 文化振興課	アートイラストレーター杉全美帆子が語るvol.4 印象派の愉快な画家たち～新しい絵画を切り開け！	個性豊かな画家たちが団結し、美術アカデミーの権威に挑んだ印象派誕生の物語を紹介。	2月7日(土) 14時～15時30分	日比谷図書文化コンベンションホール (大ホール)	日比谷図書文化館

課	件 名	事 業 の 概 略	と き	会場	主催者
			開催日・開催期間		区以外が主催のとき
7 文化振興課	千代田図書館おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会。	1月11日（日）11時～	子ども室（区役所10階）	千代田図書館
8 生涯学習・スポーツ課	生涯学習団体1日公開講座 1月サークル体験会	九段生涯学習館等、区立施設で活動する区民サークルの「サークル体験会」を開催。	1月中	九段生涯学習館	九段生涯学習館
9 生涯学習・スポーツ課	たのしくジャズダンス	15歳以上の方を対象にジャズダンス教室を開催	2月8日～3月29日の毎週日曜（全8回）15時～16時	スポーツセンター	スポーツセンター
10 生涯学習・スポーツ課	はじめてのピラティス	15歳以上の方を対象にピラティス教室を開催	1月29日～3月19日の毎週木曜（全8回）13時30分～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
11 生涯学習・スポーツ課	卓球教室VI期	15歳以上の方を対象に、入門・初心者と中級者のレベルに合わせた卓球教室を開催。	2月2日～3月23日の毎週月曜 (2/16, 2/23, 3/16を除く全5回) 1. 入門・初心者クラス10時～11時30分 2. 中級者クラス13時～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
12 生涯学習・スポーツ課		スポーツセンターのイベント紹介		スポーツセンター	スポーツセンター
13 生涯学習・スポーツ課	千代田区空手道選手権大会	区内在住・在勤・在学者・空手道連盟登録者を対象に大会を実施	4月5日（日）9時～	スポーツセンター	千代田区スポーツ協会
14 生涯学習・スポーツ課	令和8年度一般社団法人千代田区スポーツ協会職員を募集します	一般社団法人千代田区スポーツ協会の人材募集	12月20日～1月15日（応募期間）		千代田区スポーツ協会